

第五十八回国 参議院大蔵委員会會議録第二十二号

(三〇三)

昭和四十三年五月九日(木曜日)

午前十時二十八分開会

委員の異動

五月七日

大谷 賢雄君

補欠選任

五月八日

高橋文五郎君

山本 利壽君

横山 フク君

平島 敏夫君

田村 賢作君

北畠 教真君

補欠選任

塩見 俊二君

竹中 恒夫君

林屋亀次郎君

大谷 賢雄君

大竹平八郎君

西田 信一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

青柳 秀夫君

植木 光教君

小林 章君

中尾 展義君

青木 一男君

伊藤 五郎君

大谷 賢雄君

西郷吉之助君

藤田 正明君

木村福八郎君

田中寿美子君

野上 元君

瓜生 清君

須藤 五郎君

國務大臣

大蔵大臣

水田三喜男君

政府委員

大蔵政務次官 二木 謙吾君

大蔵省銀行局長 澄田 智君

中小企業庁次長 沖田 守君

事務局側

常任委員会専門 坂入長太郎君

本日の會議に付した案件

○中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○金融機関の合併及び転換に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青柳秀夫君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨日、田村賢作君、高橋文五郎君、山本利壽君、横山フク君、平島敏夫君、北畠教真君が委員を辞任され、その補欠として、大竹平八郎君、塩見俊二君、竹中恒夫君、林屋亀次郎君、大谷賢雄君、西田信一君がそれぞれ選任されました。

○委員長(青柳秀夫君) 中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案、金融機関の合併及び転換に関する法律案を議題とし、質疑を行ないます。御質疑のあり方は、順次御発言を願います。

○中尾展義君 それじや最初にお伺いしたいのは、最近非常に金融が引き締まっておりますので、企業間信用がたいへんふえております。三十兆円をこえた、こういうような声も聞いているわけですが、さらに手形のサイトが非常に長期化をしておるということ。また、海外の情勢も、新聞等では、米国の増税法案の成立、こういう

うことも報道されておりますし、わが国の経済の環境はますます急変しつつある。そこで、これに對して政府は金融の引き締め態勢を今後も維持していくでしようが、今後の金融の見通し、さらに、この中小企業の倒産も相当出ておりますので、これの対策、こういう点をひとつ最初にお伺いをしておきます。

○政府委員(澄田智君) ただいまのお話のとおり、わが国をめぐる国際環境というものも非常にむずかしい情勢であります。アメリカにおいても増税法案は通ったというようなことは、ドル防衛という見地からは望ましいことではございますが、しかし、国内のアメリカ経済の引き締めといううなものとも相まみまして、今後におけるアメリカ経済というものは相当きびしい線を出してくる、それが対日輸出等にも影響をすると、こういうことにもなりますので、わが国経済の引き締めというものは、現在相当な効果が逐次出てきておるわけではございますが、なお国際収支を完全に均衡させるといふような段階まで引き締めを続けていかなければならない、この点はお話のとおりだろうと思ひます。これに對して、今後そういう引き締め下における中小企業金融等につきましては、これは本年の政府関係の中小三機関の資金量も、他の一般の財政投融資が相当従来に比べて抑制的な方針でありましたが、その中で、中小三機関は、対前年の当初計画の伸び率が一九%という、ほかに比べて大幅な伸びというようになつて、中におりますし、こういうような点を中心として、中小金融の面で十分事態に對処して對処してまいりたい、かように考えているわけでございます。なお、中小三機関の四十二年度の貸し付けの実績は、前年度に比べて一七%の増加でございますので、これに比べましても、四十三年度の計画は、こういうきびしい情勢のもとにおいては十分配慮

したものである、かように申し上げることができると思ひます。

なお、民間金融機関の点につきましては、かねがね引き締めの際に、しわが中小企業に不当に寄るといふことのないように指導をしてきておるわけでございますが、今回の場合は、従来の引き締めと違つて、コールレート等も、かつてのように三銭、四銭というふうなふうに著しく上がるというふうなことはございせん。これはコールを取るほうの都市銀行その他に對する指導について、コールを取りあさることのないようにというふうなことで、日銀の規制等もそういう点を十分留意してやっておりますので、コールが従来のような趨勢をたどるといふことは、ない。したがって、中小企業金融機関等がとくその資金をコールに流すというふうな弊も、今回は従来のようにあらわれておりません。また、最近ずっと各金融機関、中小企業専門金融機関以外の都市銀行、地方銀行等も、中小企業金融に對するシエアを広げて、中小企業を得意先として開発していこうという姿勢をずつととってきておるわけでございませう。したがって、従来の場合と違ひまして、引き締めに入つても、中小企業向けの金融の比率というものが下がらないで、むしろ上りぎみであるというふうな趨勢が最近まで見えておるところでございます。これから引き締めがきびしくなりますと、そういう点もいままでのような情勢にはいかな、やはりしわが寄ってくるということも十分警戒をしていかなければならないところでございますが、いままでのところはそういうふうな形になつております。

なお、倒産等については、これは引き締めの前からずつと倒産の水準が高いということは指摘されてきておりますが、今回の倒産は、必ずしも金融という点というよりは、むしろ構造的な変化、

あるいは労働条件の変化というようなものによつてもたらされている点が非常に多いわけでございますので、金融だけの対策というわけにはまいらないわけでございますが、十分そういう倒産の場合の関連波及というようなものについても、これを不当に影響が波及することのないように、これは各通産省、大蔵省、日本銀行等の出先機関の間で相互に連絡を十分密にしまして指導に当たり、十分その点に遺憾なきを期してまいりたい、かようなことでもって督励をいたしておるところでございます。

○中尾辰義君 金融が締まってくると、これは毎度のことでありますけれども、中小企業にしわ寄せがきておる。で、中小企業庁にお伺いしたいのですが、倒産の実情についていまでも多少銀行局長からありましたけれども、あなたのほうからひとつ説明を願いたい。

○政府委員(沖田守君) このたびの金融引き締めにあたりましては、その以前から相当企業倒産がふえておったわけでございますが、引き締め後、またその水準が高まってきておる、こういう情勢にございまして、従来から景気引き締めに伴なう体質の弱い中小企業へのしわ寄せということが非常に引き締めのたびに問題になっておりますので、今回は引き締め当初から非常にその点を懸念して、配慮いたしてまいったわけでございますが、現在の倒産の原因といたしましては、中小企業を取り巻く環境変化、構造変動というものの過程で企業間格差がだんだん強く出てまいりまして、そういう構造変動の要因に加えて、金融引き締め

くなつてくるという形で影響と、大企業からの支払いが下請その他を通じて悪くなつてくるという形で影響と、それから、お金の面からの影響が現在の段階では相当強く出ておりますので、金融面での配慮に重点を置いていろいろ当面の中小企業へのしわ寄せ防止を考えておるわけでございますが、従来の引き締め過程におきましては、またその途中から中小企業の売れ行きがたつと落ちる、あるいは注文が激減する、こういう形になりますと、実態経済の面で相当激しいショックが前回の引き締めのおときは出たのでございますが、今日までの段階では、その点、倒産が相当増加いたしてはおりますものの、その面では前回よりもまだ緩和された形でこまではきています。ただ、この四月―六月期におきましては、特に相当引き締め後時間がたつておりますので、たとえば中小企業金融三機関の貸し出しにつきましては、第一四半期の四月―六月には、昨年の第一四半期の約二八％ばかりの貸し出しのワクをふやして、そういうしわ寄せ防止のために対処いたしておるといふのが現在の努力でございまして、したがって、構造要因に対する抜本的な中小企業の体質強化策と、当面のお金の面でのしわ寄せ防止策という面をあわせて対処いたしておる次第でございまして。

○中尾辰義君　倒産の原因はいろいろありますが、いまおっしゃったのですが、まあこれに対しては両者あわせて対処をしておると、どういふことを対処しているんですか、最後におっしゃったんですね。

だいまも申し上げましたように、対前年比二八％という、やや昨年と比べまして、ほかのバランスから見まして相当重点を置いた資金配分をいたしておりますし、あと、倒産に伴ういろいろな影響という点では、現地で日銀の支店長、財務局長、通産局長、各地域ごとに三者協議会をつくりまして、特に問題が出そうな問題につきましては、地域ごととその実情に応じた対策を講じて、大きなことと倒産、それに伴う関連倒産、そういうふうなことのないような配慮をいたしておる次第でございます。

○中尾辰義君　まあ金融の面だけですが、これも前からいわれていることですが、手形サイトが非常に長期化している、この実情もちよっと聞かしてもらいたいと思うのです。町の中には、台風手形だとかお産手形だとか、いろいろなことがいわわわっているわけですね。これも、ですから、そういう実情がどうなっているのか、また、それに対する対策ですね、そういうことはどういうふうにやっておるのか、その辺のところをひとつ説明してみてください。

○政府委員（沖田守君）　下請代金支払遅延等防止法というのがございまして、現在親企業が下請に代金を払います場合には、まず契約の際に文書を交付して、現金と手形との割合はどういう割合で払う、あるいはどういう値ぎめのしかたをしないと、いう点について、文書を交付した形で契約条件をはっきりさせるようにということがまず第一でございます。

それから、その次は、六十日以内に支払う、し

でございます。現実には百五十日にできる手形もございまして、全般を百五十日に皆そろえてしまいますと、今度は一般よりもまた長くなるものもございまして、たとえば機械金属関係におきましては百二十日ぐらいが標準手形ということで、標準手形サイトという形で、業種ごとになるべくそういう標準手形サイト、すなわち、違法すれすれの百五十日にならないようにという指導も同時にあわせていたしております。ただ、問題は、現実にはそういうのをもった手形が横行しておるのではないかという点につきましては、公正取引委員会並びに中小企業庁といたしましては、出先の通産局を通じて、立ち入り検査、あるいは報告の聴取というふうな形で、極力現在そういう違法な下請に対する支払いが行なわれないように注意をいたしておる段階でございます。現実をまだ十分だとは思っておりませんので、その点、機会あるごとに、趣旨を大企業関係にも徹底するように努力いたしております。

○中尾展義君　それじゃ中小企業対策の問題は非常に長くなりますから、法案のほうに入ります。が、今度のこの二つの法案の提案理由として「金融の効率化」といことばが使われておるんですが、この「効率化」というのはどういうことを意味するのか。金融制度調査会は、資金使用の効果の高い部門に対し、低利の資金が供給されるよう、企業全体としての効率化をはかる必要がある、こういうふういうたっておるわけです。これでは中小企業のための金融制度の改善というよりか、中堅企業または大規模な企業への資金の供給ということ

○政府委員(沖田守君) 構造変動に対する対策といたしましては、従来から体質強化、構造改善という努力を基本的にいたしておるわけでございまして、当面のしわ寄せ防止の対策といたしましては、ただいまも銀行局長から御説明がございましたように、中小企業向け国民公庫、中小公庫、商工中金という政府系の三機関に対する財投の拡充、さらに当面引き締めが相当加わつてまいります第一四半期におきましては、全体の運用を、た

かも、六十日以内に割り引きのできる手形で払う、割り引きのできる手形というのは、現在運用上百五十日以内ということで公取と中小企業庁では統一いたしておりまして、ただ、六十日以内は百五十日以内の手形ということになりますと、手形をもらったら、百五十日以内の手形は一応割り引きできる手形ということでございますので、下請業者の立場から見ますと、六十日以内には代金が割り引いて入手できる、こういうふうな考え方が

をねらいとしておると、まあこのようにも受け取れぬことはないんですね。ですから、この「効率化」の意味ですが、考えようによってはいろいろな見方があるわけですが、こういう点をひとつ明確に説明を願いたいと思います。

○政府委員（澤田智君） 金融制度調査会から今回御審議を願っております両法案のもとになります答申が出たわけでございますが、その過程にいろいろな議論がございましたことは、昭和三十

います。また、消費という面でも、より消費に對する金融とか、あるいは住宅に對する金融とかいうようなものの需要も今後強まってくる、こういうようなことも予想される。そういうような条件でありますし、他方、企業の手元流動性というものも高まってきて、總体的には資金需要というもののあり方が前と変わってきておる、こういう情勢であり、さらには資本自由化等の開放体制が進むにつれて、わが国の経済も、そして金融も、そういう國際條件に適應していくことができるようなものでなければならぬ、ということもいわれるようになってきたわけであります。これらのすべての條件が非常に金融をめぐる環境として変わってまいりました。そこで、従来のような資金量を充足するだけでなくて、國民經濟的に見て必要な面にできるだけ低く、そして安定した資金が供給されるように、金融の面においても機構の面から見て、これに検討を加えて、そういうような金融機關のあり方、仕組みというものを考え、そしてその金融機關の體質というものもそういうように持つていかなければならない、こういうような考え方に

○中尾展義君　ですから、この効率化という点につきましていろいろな反対側の意見もあるわけですね、この法案に対するところの反対の意見もある。これは効率化ということが非常に問題になっている。効率化というのは、結局いまおっしゃつたように、金融機関の仕組みと體質を改善してやつていく、それならば金融機関の効率化じやないか。借りるほうの側から考えてみますと、結局だんだん選別融資等も強化されて、借りるほうも窮屈になる場合もあるのじやないか。合併するものは合併をするだろうし、また、弱体な金融機関はこれは淘汰されていくのじやないか。そうすると、借りる側から見た場合に、かえつて金融が窮屈になるのじやないだろうか、こういう考え方もあるわけで、だからこの効率化ということが問題になっている。いまの説明だけではちよつと納得できぬのですが、金融機関の體質改善のために今度の法案を出したような感じもするし、その辺のところをもう少し詳しくひとつ説明してください。

○政府委員（渡田智君）　今回の法案のねらいといえますところは、金融の効率化をはかると同時に、

て、相互銀行のそういう変化に対応いたしまして、相互銀行の業務をはっきり中小企業金融というものに専念させて、そういうものを義務づけるというように規定を置いて、その趣旨をはっきりさせております。そうして中小企業というものも成長をしましてまいっておりますので、そういう実情に合わせまして、相互銀行、信用金庫、信用組合というものを、それぞれ対象の中小企業の範囲ににおいて若干の差を認めつつ、しかし、小さいところ、零細なところについては全部が対象として業務を営む、こういうことで、そこにそれぞれの特色を認めつつ、お互いにダブらせて中小企業金融を行なうような体制にしたわけであります。さらに異種金融機関の合併、転換というような道も開くことになりました。これは、金融機関は相互の間に適正な競争をしていくための環境をこれによって整備するということであります。いたずらに弱小の金融機関の数が多いいことは、必ずしも借り手の立場としても、これがいいかというところ、それは決してそうではないということで、適当な規模に金融機関がなつて、そうして相互に適正な競争

銀行から。

○政府委員(遠田智君) 相互銀行につきましては、現在の法律では、これは「国民大衆のため」という規定が目的としてあるだけでございまして、中小企業に専念するというような法律上の義務のない保証というものはないわけでございますが、今回、資本金二億円以下または従業員三百人以下という範囲の中小企業というものに対する融資、それを目的とするというものはつきり法律上明示いたして、中小企業金融専門機関としての位置づけをはつきりいたしました。これは融資の対象でございますが、さらに一件当たり融資限度につきましても、資本金二億円まで及び相互銀行の自己資金の一〇%、いずれかというような限度を設けまして、そういう資金が中小企業に広く供給される、そういう仕組みにいたしているわけでございまして。さらに最低資本金、従来はその地域によつて、六大都市が三千万、それ以外は二千万というところでございましたが、それはこの法律がで

きました昭和二十六年のときにきめたままでございます。その後、相互銀行の資金量というものも、当時に比べますと二十倍になっております。そこで、最低資本金というものを当時の十倍に引き上げまして、三億円または二億円ということにいたしましたわけでございます。この資本金というのには、中小企業金融というものを安定的に、効率的に営んでいくための最低の規模であろうと、かように考えてそういうふうな最低資本金の引き上げというふうなこともいたしまして体質の強化というものはかっておる次第でございます。そのほかいろいろのこまかい点ございますが、大きな点をあげればそういったところでございます。

○中尾辰義君 大體中小企業の概念ですがね、これはどうも各法律によつて多少違った面があるの
ですが、たとえば中小企業基本法では従業員は三
百人以下、それから資本金五千万以下になつてい
るでしょう。そうすると、このいまの相互銀行に
よれば、いまおっしゃつた資本金二億円以下、従
業員三百人以下と、こうなつていますね。それか
ら、次の信用金庫、信用組合これによりますと、
また資本金が一億円以下、さらに五千万以下、こ
うなつておる。この辺はなぜこういうふうに相
違があるのか、その辺をひとつ説明してくださ
い。

○政府委員(澄田智君) その点は、今回の法案の考え方、さらに基礎は金融制度調査会の答申の考え方でございますが、先ほど申しましたように、中小企業もこの間ずっと成長をしてきておるといふこともございますので、中小企業の範囲につきまして、まず信用協同組合につきましては、これは相互協同組織といたしまして、最も零細な中小企業を中心とするようなところで、基本法と同じ五千万円以下または三百人以下と、かように考えなければなりません。信用金庫につきましては、これはもう少し中小企業が成長し、資本金も逐次増加をしておるといふ現状を考えまして、もう少し範囲を広げるということで一億円という範囲をとったわけでございますが、その一億円という概

念は、たとえば税法におきまして法人税法の税率をきめておりますところで、一億円以下の法人については、これは小規模法人として別な税率を適用しておる。また、特別償却の対象企業というような場合の租税特別措置法の規定でも、一億円以下というものについて一つの基準を置いている。かように、必ずしも中小企業基本法によらず、いろいろそういうふうな考え方で、それぞれの目的に応じて規模を考えておるといふところがあるわけ

けでございませう。また、証券取引所の上場基準等も、一億円以下のもは上場の対象にしないといふようなことにもなっておりますが、したがって、資本調達という意味においても、一億円以下といふものは、そういう点では上場というような手段がない、こういうことでありますので、一億円というのを一つの基準にいたしまして、信用金庫については一億円以下または従業員三百人以下、こ

ういうことにし、相互銀行につきましては、さらにそれより信用金庫との関係、それから実態等を見まして、さらにそれより大きな二億円以下、かまうにいたしたわけであります。従業員三百人というのは通じて同じわけでございます。これはこれらの中小企業の経営としても、人員節約的な傾向というのは当然考えられるところでありますし、これはいずれの場合にしても、またはという

ことでありますので、どちらかの条件を満たせばいいというようなことでございますので、従業員員の基準は通じて三百人と、かようにいたしましたわけであります。

○中尾屈義君 それじゃ、別に中小企業基本法に基づいた中小企業でなしに、経済の実情に応じてこういうふうにきめたと、こういうわけですか。

○政府委員（澄田智君） さようでございます。

○中尾辰義君　そうすると、融資対象の、現在相互銀行が融資をしておる実情はどうなっているののですか、実情というのは、資本金は別にわかりませんか。どの程度の資本金の会社にとどのくらいのこと率で貸しておると、そういう点がわかったらひとつ。

○政府委員(澁田智君) 手元の資料で申し上げます。これは四十二年九月末現在でございますが、資本金二千五百万以下または従業員百五十人以上、ちょうど基本法の半分のところをとりまして、これに対する相互銀行の信用供与の状況を見まするに、件数で申しますと、いま申しました二千五百万、百五十人というところが七一・七五％という状況でございます。それから、金額で申しますと六六％ということになります。さらにそれ

以上五千万、三百人以下、基本法のところが件数で二七％、金額で一四％ということになります。したがって、両方合わせたところが基本法の中小企業の範囲でございしますが、件数で九九％、それから、金額で八〇％、かような状況でございします。それから、今度は五千万以上、一億というところで、件数で〇・四七％、それから、金額で七・一四％、かような状況になっております。

○中尾昆莖君　そうすると、一億円以上の融資対象の会社は非常に少ないということですね。少ないけれども、まあ今回は二億円以下にした。それから、例外として、融資量の二割以下の範囲内で消費者金融、地方団体の融資を認める、この点もひとつ説明してください。

○政府委員（澄田智君）　先ほど申しましたように、現在までの相互銀行法では、融資対象について

て法律上制限がないわけでございます。実態はいろいろ申し上げましたように、やはり中小企業中心ということで、金額で八割まで中小企業に対する融資が行なわれておるといのがいます。

での状況でございます。そこで、ただ、相互銀行の融資の実態等を見てまいりますと、中小企業以外の融資を——この場合の中小企業は二億まで拡大いたしましたわけですが、それ以外の融資

というものが全然行なわれないという形にいたしますと、金融というものの性格上、かえって中小企業の金融にも円滑でない面が出てくる。たとえば関連取引先とも取引をしているということが、その取引先の中小企業の金融というものもよく内容もわかりますし、そしてその取引の流れに応じ

て金融ができる、こういうことになりますので、そういう関連企業、あるいは中小企業をちよつと出た中堅企業というようなところに対する融資というようなものも全然認めないということでは、これは非常にかえつて拘束的な制度になってしましますので、そのほかに地方の実情に応じまして、地方公共団体等に対する融資というものもございますので、そういうものも合わせまして、二〇%の範囲内にとどめまして、八〇%はその中

小企業に対する融資、そういうことで、二〇%という範囲でもってその例外を認めるということで、実情に即応した運用ができるようにいたしました、かような次第でございます。

○中尾辰義君 地方公共団体というのは県や市や町村でしょう。それに中小企業専門の銀行が回すというの、これはどういうわけですか。

○政府委員(澄田智君) そういうようなのはおか

しいではないかというような御意見でございますが、これは、たとえ地方銀行が、やはり地縁のある金融機関として地方公共団体に對する融資をしておるといふような面を相互銀行も持つておることは、これは否定できないわけでございます。そうして、また、その融資をするというようなことが、逆に地方公共団体の公金預金金というようなものしてもらえという面もある

るわけでありまして、中小企業金融をあくまで主体といたすわけですが、その地縁的な存在在でもありますので、地方公共団体を取引対象にするということは、これはいままでもやってきて

○中尾辰義君 いままでもやっておったから、中小企業専門の機関として明確化していこうというめてまいったわけでございます。

ことですから、それをさらにまた地方団体に金を貸す、それじゃあまた答弁にならぬと思う。ちよつと私は納得いかぬと思う。

○政府委員（澁田智君）それを、先ほど申しましたように、中小企業以外の全取引を全体の二〇％以内ということに限定をいたしまして、その範囲

内におきまして地元の地方公共団体との取引というところも行なうということであります。しかも、金融機関として公共団体の公金の取り扱いをしていくというところも相当ございますし、これは金融機関の地縁性というものからいって、決して目的を大きく逸脱する、そういうことにはならないものと考えております。

○中尾辰義君 それはあなた、市町村のあるところにはたいがい都市銀行があるでしょう。何も相互銀行でなくたって、都市銀行、地方銀行もあるわけでありまして。ことさらに中小企業専門の、あまり金もないのにそういうところへ貸すのはどうかと思うのです。

○政府委員(渡田智君) 都市銀行は、現在全国で、一つの都市銀行が百何十かの単位の店舗でございます。また、なかなか市町村にあまねくというわけでもありません。地方銀行は相当支店網を持っておられるわけでございまして、地方の末端まで支店網を持っておられるわけでございますが、ただ、それでありまして、所によつてはなという場合もございまして、これは相互銀行、信用金庫を通じての問題でございますが、やはりその地縁、その地の状況に応じてどうしてもこういう業務を全然やらないということにいたしますと、金融機関としては、かえって円滑なる活動ができにくいという面もございまして、二〇%の範囲内で先ほど申しましたので、非常にそういうものが多く、二〇%すれすれくらいまでであるような場合を御想定になっておられるかとも思いますが、実情は、これは非常に現在におきまして割合は低いわけでございます。総貸し出しの一%にも達しておられないわけでございます。その範囲において、全然やっておられない相互銀行ももちろんあるわけでございますが、相互銀行もそういう業務ができるということにしておくほうが、やはり相互銀行の活動上必要であると考えております。

○中尾辰義君 じゃそれはそのくらいにしておきましょう。

次に、信用金庫は、これはどういう点が改善になるのか。

○政府委員(渡田智君) 信用金庫につきまして、融資対象、この場合は、御承知のように、信用金庫というのは会員制でございますので、融資対象というのは、原則として会員ということになります。が、会員の範囲につきましては、先ほども出ておりますように、資本金一億円または従業員三百人以下、そういうことにいたしました。従来は従業員三百人以下ということだけがきめられておりましたが、そこにつきましてはそういうふうな範囲を広げたわけでございます。さらに信用金庫の場合の問題点は、会員制度の特色というものをどういうふうに發揮させるかということでございます。とかく五十円、あるいは百円というふうな、ごく形式的な出資だけをして、金を借りるためにだけに会員になるということで、睡眠会員とか行くえ不明の会員というものが非常に多く、金庫の運営には特に関係もないというふうな、そういう実情でもって、とかく金庫が理事者でかたてに運営されるというふうな、そういう弊が指摘されておったわけでございます。そこで、一人当たりの最低の出資額というものを、六大都市においては一万円、それから、その他の地方においては五千円程度に引き上げまして、ある程度会員意識を持った会員によって運営されるということにいたしました。それと同時に、総代会の総代の選任の方法を改正いたしまして、会員の意思が反映し得るような選任方法の改正等も考えておられるわけでございます。さらに最低資金を、相互銀行の場合と同様に、これを引き上げまして、これも制定当時より資金量も四十倍にも大きくなっておりまして、現在の信用金庫に必要な最低限度の最低出資金というものの引き上げを行なっておられるわけでございます。そのほか、その業務の対象につきまして、たとえば融資以外の業務として内国為替業務とか、あるいは有価証券の払い込み金の受け入れの業務とか、そういったような業務については、特に会員に限定するということなしに、

一般のそういうこともできるようにいたしました。金融機関としての性格をさらに拡充していくというふうな点もあげられるかと思いますが、おまな点をあげるとそんなことでございまして。

○中尾辰義君 出資金の現在五十円とか百円とか、そういうのがありますね。ところが、今度五千円なり一万円なりに上げるわけですが、考えようによつては一種の歩積みみたいなものじゃないか、こういうような意見もあるわけですが、ちよつと考え方としてはおかしいかもしれせんけれども、実際の実情は会員というのは有名無実であつて、金を借りに行ったときに出資金を出す、これが現実の状態でしょう。そうすれば、いま申しましたような歩積みみたいな感じがするじゃないか。

○政府委員(渡田智君) 今回の金融制度調査会の議論におきまして、いま御指摘のように、出資というものが、とかく金を借りるための出資である、出資した人も、もう金を借りてしまつて、あとは会員であることも忘れてしまつてしまつて、そういうようなことが往々にしてございまして、それが会員組織としての信用金庫の経営というものをめがめているという面は確かにあるわけでございます。そこで、今回引き上げをしたわけでございますが、それでもやはりそれは金を借りるためだけに金を出資をするということになって、その出資額というものが一種の歩積みのようなものではないかというふうなお話でございますが、ただ、預金とこの出資というものは、これはあくまで違つて、これは申すまでもないわけでございまして。現在四十二年の十二月末の全金庫の会員の一人当たり出資の平均額というのは、これは先ほど申しましたような、睡眠会員と申しますか、ごくノミナルに出しているというだけの人の分も含めて、平均して二万七千円ということになっております。したがらしまして、実際に出資しておられる人、それでほんとうに会員としての機能を営んでいくような出資者の出資額というのは相当高い。全体を平均して、五十円、百円という出資の分

を平均して二万七千円ということでございますから、かなり高いわけでございます。まあ最低限度一万円、五千円というふうなものは、会員制度の金庫というものを会員として使う、そして会員として運営に参画するといふ以上、一万円、五千円というところは最低必要限度ではなからうかと、かように考えたわけでございます。金額も、いまの出資の状況の平均としては低いあれでございますし、特にこれによつて、何と申しますか、出資を一方で取られて、実質的に歩積的な負担が増加するというような額でもない、かように考えております。

○中尾辰義君 それじゃ、今度は幾らか金を借りて、返済をした場合には、その出資金はどうなるのか、返してくれるのか、それとも、その権利を譲ることができるのか、その辺の実情はどうなんですか。

○政府委員(渡田智君) まあ一度金を借りて、もうそれであとはどうでもよいというふうな、まあ、あとは全然金庫とは関係ないというふうな場合は、これは普通の中小企業の金融という場合ではあまり考えられない話で、それからあともう一つとめんどろをみてもらつて、こういうふうなことになるわけでございまして、出資というのは、もちろん出資をすれば、あとずっと会員として続くわけでございます。会員を脱退するという場合には、自分の出資を譲つて脱退をするという道はもちろんなるわけでございまして、さらに今回会員のかうやつて最低出資金を引き上げますと同時に、いまお話のような場合に当たる小口の一回限り借りるというふうな場合もあるわけでございまして、そういう場合には小口の員外貸し出しという制度を今度新たに認めまして、現在三十万円という限度を考へておりますが、その三十万円以下のような小口の借り入れのような場合には、会員になるような資格のあるような中小企業者であるならば、中小企業者の定義に入るような人であるならば、会員にならない場合でも小口の員外貸し出しという制度を受けられる、こういう人は一

回で済むのじやないかと思ひます。

○中尾展義君 私の聞いているのは小口融資を聞いているのじやないから、いわば幾ら金を借りるために出資金は一万円したと、今度はそのお金を返して、どっかいなかのほうへ行くと、そういう場合に、その出資金はどうなるのかと私聞いている。人に権利を譲渡できるのか、それとも、その出資金を返してもらえるのか、その辺のところを聞いています。

○政府委員(澄田智君) 御質問の趣旨を間違えまして失礼いたしました。そういう場合は、自分の出資を譲渡いたしました、そして、そうすれば当然出資金は返ってくるわけでございますが、そういう形で出資金を回収するというのが通常の道でございます。それはできます。

○中尾展義君 じゃ、ほかに譲渡する先がない場合は銀行にするわけですか、その点はいかがですか。

○政府委員(澄田智君) そういうような場合には金庫にこれを引き取らせるといふこともできることになっております。

○中尾展義君 それでは、いまおっしゃった「その他の会員以外の者に対する融資は政令事項で卒業生金融と小口員外貸し出しとが予定されている」と出ておりますが、この点についてひとつ説明してください。

○政府委員(澄田智君) ただいま少し先回りをし御説明をいたしました。

小口員外貸し出しでございますが、これは一人当たりの最低出資額を引き上げまして、その反面、非常に小口の貸し出しを受けるために一々一万円あるいは五千円という出資をするというの、これはいかかというところで、小口員外貸し出しという場合は、これは会員となる資格のある者については、かりに出資をしないでも三十万円以下というような小口の貸し出しは受けられる、これが小口員外貸し出しでございます。

困をさらに越えて成長したというような場合に、直ちにその会員でなくなるからもう取引ができないうことになりまして、その中小企業であつたものはまだ新しい金融機関との関係もできていないというようなことで、それでは困るというやうな場合を考えまして、卒業生金融として、過去一定期間信用金庫で取引しておつたものは、卒業しても一定期間は引き続いて、会員ではこの場合はないのでございますが、融資を受けられるというのが卒業生金融でございます。

○中尾展義君 それから、政府の金融三機関に対して衆議院のほうで附帯決議が出ておりますね。それは「代理業務の範囲の拡大をはかり経営の安定に資すること」と、「中小企業金融専門機関の指導と育成にあつては……配慮すべきである」と、こういうふうに附帯決議が出ましたね。それで、この代理貸しの件ですが、政府金融機関の現在代理貸しが相当あるわけですが、代理貸しをすれば出先がかなり広範囲に広がって、金を借りる側から見れば便利な面もある。しかし、一面、こういう声もあるのですね。直貸しのほうがいいのじやないかと、代理貸しすれば、どうしてもその銀行と取引のある者に情として貸す傾向がある、銀行に取引がなければなかなか借りられぬと、こういうような声も耳にしているわけですが、この点はいかがですか。

○政府委員(澄田智君) 代理貸しにつきましては、これは当然政府金融機関の政策目的に応じてその代理貸しとしての業務が営まれる。その場合に、いまお話のように、取引先について特に優遇するといふようなことが目立って行なわれるというやうなことは、もちろんこれは遺憾なことでございます。その代理貸しは、全国の各地で、政府金融機関の融資がその地元でもって便宜に受けられるというやうな長所を見て拡充をきていてるわけでございますが、それはあくまで政策的な目的に即応するやうな形で営まれなければならぬわけでございます。この点につきましては、各政府金融機関とも、専門のその代理貸しの指導の

ための部や課を設けまして、日ごろから代理店の業務の運営の指導に当たつてきておりますが、今後十分政府金融機関がそういう場合の代理貸しというものが適正に行なわれるやうに、各機関が十分これをよく監視をしていくといふことについて、これを徹底させていくといふことは必要であらうと思つております。

○中尾展義君 たとえば中小企業金融公庫にしても、国民金融公庫にしても、その代理貸しがある銀行から行なわれている。そういう場合に、融資を受けました会社が倒産をしたとか、そういう場合ですね、その銀行は債務に対して負担があるわけでしょう、その銀行がですね。その辺のところはどうなつていますか。

○政府委員(澄田智君) これは各機関によつて違つておりますが、国民金融公庫の場合は、その代理貸しを営んでおります金融機関の負担、それに対してそれが焦つたやうな場合の負担割合は、これは代理貸しをする場合は保証債務を負うわけでございますが、その保証限度五〇%といふことになる。それから中小公庫の場合は八割といふことになっております。商中の場合は十割でございます。

○中尾展義君 そうした場合に、貸し出しだけが焦つた場合は、代理貸しをやっている銀行は八割ないし五割を負担するわけですね。そういうところから、むしろ市民の声としては、代理貸しにしてもらうより直貸しのほうが非常に都合がいい。ですから、直貸しのほうをもっとやしてくだれないか、こういう声は相当あるやうに私は思う。こういう点はなかなか費用の面もあるでしようけれども、将来の方向としては、現状のままいくのか、多少なり直貸しの機関をふやしていくのか、この辺はいかがでしよう。

○政府委員(澄田智君) これは各政府関係の金融機関の行なう融資の性格にもよることでございます。特定の政策目的をはつきりしほつていようやうなもの、たとえば中小公庫の例等で見ましても特定機械に対する貸し出しというやうなもの、そう

いったやうなものは、これは事柄の性質上、直貸しで行なうといふやうな、そしてその特定の目的に沿つていようかといふ審査を十分するといふ必要がありまして直貸しで行なうといふこととあります。こういうものは今後ともふえてまいるのではないかと、かように思つてございませう。そのほか、あとは大口なものとか、いろいろそこは目的により、政策によつて考えられることとございますが、広く一般に資金を供給するといふ性格の強い面につきましては、何と申しまして、政府金融機関の出先といふものは非常に限られておりますし、全国で簡単に融資を受けられるといふやうな意味からいへば代理貸しといふものをどうしても活用せざるを得ない、こういうこともございますので、まあこれは政府金融機関の今後の業務と相まつて考えていかなければならぬ問題で、直貸しをふやすとか代理貸しをふやすとかといふやうに一がいに申し上げかねる面があるわけでございます。なお、よく今後とも政府金融機関の融資の内容の実態に即応してきめていくべきであると、かように考えております。

○中尾展義君 私は、やはりこれはもう直貸しのほうをふやしたほうが、民間に代理をさせるよりも、政府の三金融機関を設立した趣旨に合うのじやないかと思つたのですが、どうしても民間の金融機関の代理貸しでありますと、いま申し上げましたやうに、焦つたときにはその銀行が五割ないし八割負担をしなければならぬ、こうなれば、どうしてもそこに選別融資といふやうになつていくのじやないか、したがって、調査も非常に長くなるし、だから代理貸しはあまり感心しない、こういう声が相当あるのですよ。どうしてもその銀行に融資権限がもう左右されてしまふのです。それよりも、じかに国民金融公庫なりに行つたほうがいい、これは相当私は耳にしているのです。ですから私は聞いています。直貸しを今後どういふやうにするのか、この辺でとめておくのか、あるいは民間の代理貸しを利用したほうが便利であると、それは便利は便利で

しょう、また、範囲もかなり広範囲にできることはわかってはいるが、そういう点をもう少しよく指導してもらいたい。

○政府委員(二本鎌吉君) いま中尾先生おっしゃるとおり、代理貸しよりは直接のほうがよい、こういうことはわれわれも考えておるのでござい

ます。御承知のとおり、金融引き締めで、そのしわ寄せが中小企業者についてはいけない、こ

うことで、政府といたしまして、政府三機関の規模を本年度は七千五百九十六億円とし、前年

度比しては千二百一億という融資をよけいに

して、そうして中小企業に金詰まりのないように

こういうふうにしておるので、三機関に聞いてみ

ても、上のほうではなかなかめんどろをみると

おっしゃるが、いま実際に下にいくとあなたが言

われるような傾向が私もあると思うのです。そ

ういう点については、いろいろ経費の関係もあり

ますが、いまあなたが言われるように、代理貸しを

少なくして直接にやっていく、こういうふうには

もやりたい、かように考えております。

○中尾辰義君 ついでに聞いておきますけれど

も、信用保証制度の問題ですけれども、信用保証

協会というのは各県にあります、これは各県に

一つあるところもある、二つあるところもあり

ます。この辺はどうなっているんですか。たと

えば県一つ、その県の中心都市に一つと

○政府委員(二本鎌吉君) それは制度上から申し

ますと、県一つでなければならぬ、こういうわ

けではないのですが、大体各県に、あなた言われ

るように、中心都市一つ、こういうことになっ

ております。

○中尾辰義君 それじゃ二つあるところはどこ

どこですか。

○政府委員(澄田智君) 大阪府と、大阪以外の二

つあるところを申し上げますと、岐阜がやはりご

ざいます。それから名古屋、横浜、川崎という

ところにそれぞれ市の単位にございます。そこが複

数の信用保証協会でございます。あとは一県に一

つでございます。

○中尾辰義君 市一つほしいと、こういう要望

がかなりあるんじゃないかと、そういうような要望

が出ておるところはわかりませんか。私は京都に

おるんですが、京都府なんか京都に一カ所あるん

ですが、どうしても市にもう一つつくってほしい

と、こういうような声が圧倒的なんですが、

○政府委員(澄田智君) 各地でいろいろの御要望

があるのかもしれないが、まだまとまって、そ

うして別につくりたい、こういうような形になっ

てはつきり出てきておるといふものは、いま私ど

も承知をいたしておらないのでございます。いま

京都のお話でございましたが、地元のいろいろお

話があるケースはあるかと思ひます。

○中尾辰義君 それは融資量の割り当て限度の問

題から出てきておるんじゃないかと思ひますが、

これはひとつ再検討をお願いしたいと思ひますが、

それから、次に、答申に、預金者保護のため、預

金保険制度について答申があるわけですが、これ

はどのような構想のものであるのか、また、これ

を実施する考えがあるのかどうか、この辺のこ

ろをひとつ。

○政府委員(澄田智君) 預金保険制度につきまし

ては、答申において、引き続き金融制度調査会

で検討をする、こういうことになっております。

現在、中小企業専門金融機関のあり方の答申に引

き続きまして、一般民間金融機関の特別委員会と

いうのを設けて検討をしておるわけございま

すが、その検討の課題の中にも預金保険という

のが入っております。今後検討をいたしてい

るわけでございます。考え方は、その金融機関が

今後ますますいろいろある競争原理を導入する

というふうなこと、これは今後そういう方向が強

まていくにつれて、預金者保護というものと

金融機関の保護というものは、これはある程度

はつきり分けて考える必要があるというふうな考

え方に基つてございまして、構想につきま

しては、今後、金融制度調査会で十分検討してい

かなければならない、そういう問題でございま

す。外国の例をいたしましては、アメリカが一

九

三三年からございまして、最近にはカナダがこれ

を設けております。アメリカの場合、カナダの場

合、それぞれ若干内容が違いますが、いずれも政

府も出資をして、そうして一つの機関をつくりま

して、それによつて一定額以上の預金を保険をす

る、金融機関の強制加入でもつてその金融機関が

預金量等に依つて保険料を払いまして、それに

よつて保険機能を営む、かような仕組みに外国の

例はなつております。

○木村福八郎君 それじゃ、大臣が来てから質問

しようと思つたのですが、その前に事務当局に一

応伺つておきたいと思つたのですが、この法律は、

この提案の趣旨にも明らかになっておりますよう

に、一つは、相互銀行、信用金庫、それから信用

協同組合、これを金融機関法上の専門的な中小企

業の金融機関に変えて、そうして中小企業金融の

円滑化と効率化をはかるということが目的のよう

です。これは金融制度調査会の答申にもそうなつ

ています。その答申を受けてこの改正を行なつ

たと、こういうふうな説明されております。

もう一つは、これと同時に、金融機関の転換と

合併の法律を出されておるわけですが、そこで、中

小企業対策というものは、何も金融面だけではない

わけですから、最近では中小企業の倒産が非

常にひどくなつて多くなつてきているといわれて

います。こうした改正は、金融の側面から中小企

業の経営の安定とか育成をはかるというわけ

でしょう。そこで、一方では金融引き締めによつ

て中小企業の倒産がどんどん出ている、そしてい

まうやうな法律を審議している間にも倒産してい

る会社があるかもしれない。どの程度この法律

の改正によつて中小企業の安定と育成に資するこ

とができるかと考えているのか。まずこれは銀行局

長と、それから中小企業庁から見えておりますか

ら、両方から聞きたいのです。どの程度の効果を

期待しているのか、まずその点から聞きたい。事

務当局としてはそういうことも大體頭に置いて

作業されたと思うので、その点について伺いた

い。

○政府委員(澄田智君) この法律の目的とする中

小企業の金融の円滑化をはかる、それには中小企

業の専門金融機関というものの中小企業専門制と

いうことを法律上はつきり命じまして、そして、

さらに中小企業の成長というふうなものも考えま

して、相互銀行、信用金庫、信用協同組合、それ

ぞれにその業態の差異に応じて業務の範囲を若干

拡大をして、しかし、中小企業基本法の中小企業

には、いずれの機関も、これはダブつてその業務

の対象とするというところで、業務の範囲を明確化

すると同時に、その間にお互いに適正な競争を通

じて金融の効率化をはかつていく、かような考え

方に立つておるわけでございます。そうして、さ

らに合併、転換というふうなことによつて適正な

競争ができるような環境を整備すると、かような

考えでございまして、どの程度これによつて中小企

業金融というものが円滑化されるか、拡充される

かという点でございまして、やはり中小企業専門

金融機関も、すでに現在の制度ができてから

十数年たつて、内容も非常に変わつてきておりま

すので、その内容の実態に合うようにその制度を

整えると同時に、その体質を強化するというこ

を通じて中小企業金融というものをより円滑に行

なうようなことができるようになつていくとい

うことでございます。したがって、こういう事柄

の性質上、申すまでもなく、徐々にそういうよう

な効果が出てくるというところでございまして。他

方、専門機関以外の民間金融機関というのもの、

四十年ごろから目立つて中小企業に対する融資と

いうものを広げて、そうして得意先としてそうい

う方面に重点を向けているというふうなことも他

方にあるわけでありまして。そういうものも相ま

つて、現在は引き締めの過程における現象という

ものは免がたいものもあるわけでございます。ま

が、中小企業金融というものの全体としては、

徐々ではあります、非常にその割合、全体の金

融の中におけるシェア等も広がつてきております

し、今後この法律によつて一そうそういう点が

はつきり出てくる、かように信じております。

○政府委員(沖田守君) ただいま銀行局長からの御説明にもございましたように、今回の金融二法の成立に伴いまして、中小企業に対してどういう効果があるかという点でございしますが、効果はやはり徐々に考えなくちゃいかぬと思われれますので、当面の高水準の倒産対策という点から考えますと、基本的には中小企業の体質強化、構造改善対策が基本でございまして、当面の金融引き締めをしわ寄せを防ぐ対策は、そういう当面の景気循環の問題は別途やらなければ、これが即効性を示すとは私も考えていないわけでございします。ただ、今回の改正によりまして、相互銀行については、その業態を主として中小企業金融に定着化するように法定され、中小企業金融に専念するようにという方向が期待されますし、さらに金融の効率化を通じて中小企業の金利負担の軽減等をはかつていく力がついていくという方向も同時に考えられ、さらに信用金庫につきましても、運営の民主化、あるいは信用協同組合につきましても、組合員のための内国為替取引その他の便宜供与、こういう面でのプラスがあると私も考えておる次第でございまして、ただ、中小企業専門金融機関の合併、転換等によって中小企業金融がむしろおろそかになるということがないように、十分大蔵省とも協議して指導してまいれば、全体としてのプラス効果を十分長期的に生かす余地があると私も考えておる次第でございします。

○木村八郎君 ほんとですかね。これから具体的に質問してまいりますが景気変動による資金の需給関係から中小企業を圧迫するという点は別として、制度的に改善されるということがありましたが、しかし、構造的なあとで質問いたしました、これを大体普通銀行のほうへ同質化していった、私は、むしろ中小企業という、零細企業のような金融につきましても決して楽観できないと思う。むしろ逆効果があるのじゃないかという気がします。この改正のしかた自体にも問題がありますからね。これはあとで具体的に伺っていきますが、しかし、この点はいま事務局の人

聞くのは無理かもしれませんけれども、もともと大きな、全体の総合的な政策にとらみ合わせてこの問題を考えなければならぬので、中小企業対策としてのこの三つの金融機関の位置づけですか、その中でどの程度の位置づけをするかということを考えてやらねばならぬのですけれども、しかし、それにしても、銀行局長も中小企業の方、まづくばらんにいって、これまでの中小企業金融政策から見ても、また、最近のことに金融引き締めが強化され、また今後もさらに強化されると思うのですよ。最近では六月危機なんてまいたわっているのですよ。そういう状況のもとで矛盾を感じないですかね。それから、片っ方で中小企業の金融の円滑化、効率化をやる。それはある程度のメリットはあるにしてもいいですよ。だが、他方でもっと大きなメリットを政府がつくり上げていく、そういうようなことになるかと、どの程度こういうものによって期待できるのか、そこが問題だと思ふのです。ですから、もしそうでないというならば、これでなくて、これこれこういうものなこのほかに中小企業対策としては考えているのであって、こういうことを総合すればこのメリットは生きてくるのですと、そういう答弁を期待していたわけですよ。しかし、また、そういうふうな考えなければいけないのであって、ただこれだけで専門化すればいいとか、そんなものじゃないと思う。しかし、専門化のしかたについても、これはそれぞれ同僚委員からもこれから具体的に質問があると思いますが、私も質問したいと思ひますが、この点、これは大臣にほんとうは質問しなければ無理かもしれませんが、その答弁は。しかし、事務局としてもそうした問題意識でこれに取り組む必要があるのじゃないかと思ひますので、将来、大臣になられたらと思ひますから、ひとつ事務局、大臣になつたつもりでひとつ御答弁願ひたいと思ひます。銀行局長からひとつ。

○政府委員(澄田智君) ただいま御指摘をいただきましたが、確かにこの法律案は、これは中小企業金融、しかも、その中で専門金融機関のあり方

はどうするかというその答申によってその内容を立法化したものでございまして、相互銀行、信用金庫、信用協同組合、この三種の専門機関の機能をどういうふうにしてより發揮させるか、体質をどういうふうにして十分中小企業金融の目的に合うようなものにつくり上げていくかという、こういうふうなことのねらいをしておりますもので、それだけの範囲にまた限られていて、こういうことになるわけでございします。現在この三機関の中小企業向けの金融の中に占める割合というのを見ましても、中小企業向けの金融全体のうちのまあ四一%というふうなシェアでございまして、他の五九%はそれ以外の機関によって金融が行なわれているわけでございします。あくまでもその範囲に限定された問題である。中小企業対策はもろのこのこと、金融面においてもこれだけで十分という意味ではもちろんございしません。まあそういう意味で、これはこれとして十分その目的に合うように、今後の法律の運用についても、その点は特に注意をして運用してまいらなければならぬ、かように考えているわけでございします。中小企業対策全体としては、その全体の中に今回のこの法律改正によって専門機関というものがその機能を十分發揮すると、そしてこれが一番中小企業について身近な、常に親身になつて相談のできる金融機関というふうな意味で、きめのこまかい中小企業金融面における指導をこれらの機関に期待すると、かように考えるわけでございします。今後の日本経済における中小企業というものをどう持つていくかということにつきましては、これはその中のただ限られた部門でありますので、今後の経済体制の中において、構造的な中小企業の直面する問題等について各方面の施策というものが必要であらうと思ひます。なお、これ以外の民間の中小企業に対する金融としては、都市銀行、地方銀行、普銀信用金庫等が四九・九%、ちよつと半ばをまかなっているわけでございします。この面の中小企業金融というものが、今後とも、量、質ともに拡大されていくように、というの

は、金融制度の面におきましても、目下これに引き続いて検討しております特別委員会の制度の検討というものに期待をしまして、そういった面の中小企業金融というものについても、今後とも十分その機能が發揮されるように持っていきたい、かように考えております。

○野上元君 ちよつと関連して。いま銀行局長から木村委員の質問に対して、メリットの面について、長期的な視野に立つてそれは効果が發揮されてくるだろう、こういう意見があり、中小企業向けのほうからもそういう意見があったのですが、この法案の提案されているねらいから見ますと、この法案を実施することによって良質な資金を豊富に供給できるような環境を整備していくのだ、そして中小企業を育成していくというのがねらいだと思ふのです。その場合、良質で、かつ、豊富な資金という場合に、私は、異種への転換がなければ、相対的にはある良質なものに質的転換ができるかもしれません。しかし、異種への転換を認めているわけでしょう、しかも、この中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案については、中小企業に対する専門金融機関であるということをはっきりさせるのだ、こう言っているわけですよ。ところが、もうすでに異種の転換を認めるために日本相互銀行が普銀に転換を申請されるでしょう、あるいは西日本の相互銀行がこれまた普銀に転換されるだけの実力を持っているわけですね。ということになると、いままで中小企業に対して供給されておつた資金の良質な面なり、そして豊富な面が普銀のほうへみな逃げてしまふのです。ということになると、あなたが言っておられるように、私は、中小企業に対する良質で、しかも、豊富な資金を供給するなんということはあり得ないと思ふんです。私は、異種への転換を認めないで、いわゆる合併だけを認められるなら、資金量の総量としてこれを良質に転換することはできると思ふ。しかし、異種への転換を認めてしまつて、しかも、第一相互とか、あ

は、金融制度の面におきましても、目下これに引き続いて検討しております特別委員会の制度の検討というものに期待をしまして、そういった面の中小企業金融というものについても、今後とも十分その機能が發揮されるように持っていきたい、かように考えております。

るいは西日本相互銀行ですか、こういう一番良質な資金を豊富に持つところの普通銀行に転換してしまつて、あとは中小企業専門金融機関ですとばかり銘打たれてどうして中小企業の育成になるんですかね、長期的に見て。私は、こういう異種への転換を認めれば、だんだん良質に豊富に持ってきたやつは、必ず相互銀行はみんな普賢へどんどん出ていく。そのためにあなたのほうでは認可基準を設けていますね。そういうことが予想されるから現行において規制されておつたんじゃないですか。それを取つておつたという認可基準を設けてそういう秩序の紊れを防止するという行き方は、必ずしも適当ではないんじゃないかというふうには私は思ふんです。と同時に、昭和二十七年から昭和三十三年にかけては、大体中小企業の倒産は景気の後退期に非常に著しく出たおつたんですね、ふえておつたんです。ところが、三十九年ぐらゐから急激に中小企業の倒産がふえたわけですね。しかも、これはもう景気には関係なしに倒産がどんどんふえておるんですね。この問題についても、ひとつ中小企業庁のほうはどういう考え方を持っておるのか、そして中小企業庁としてはこの法案にどういう考え方を持っておるのか、両者の御意見を、この際、聞きたいのです。

○政府委員(澄田智君) たいだいま御指摘の異種金融機関への転換の問題でございますが、これは金融機関の実態に即して、そうして一番その金融機関として機能を發揮していく上で最も望ましいような種類の金融機関といふものへ転換するといふことも法律上の道を開く、こういう趣旨でございます。相互銀行から普通銀行への転換という場合に、例をとつて考えますと、なるほど相互銀行が普通銀行になりますと、それはそれだけ相互銀行が減ることになります、その相互銀行の資金量が減るのではないかと、かような仰せでございますが、先ほどもちよつと申し上げましたように、現在の中小企業向け貸し出しというものは、全体の貸し出しの中でこの専門機関のウェイトと

いうのが四一%である、それで、五〇%は普通銀行等によって供給をされておるわけでございます。で、普通銀行は、特に四十年以降というようなのは、中小企業に対する貸し出しというものの割合を高めて、そして重点をこれに置いて、大切な取引先として育てておるという傾向が非常に顕著になってきております。その金融機関のあり方として、相互銀行であるよりは、普通銀行としてのほうがより機能を發揮し得るというやうなことで転換をするというやうな場合でありまして、中小企業に対する金融というものは、当然に機関、新しく普銀になって、普銀としてやつていくために、相互銀行が転換した金融機関というものは、当然に中小企業というものの特色を持つて、そうしてより資金量が強化された体質でもつて、そういう中小企業金融というものを普銀としてやつていくと、こういうことも考えられるわけでありまして、認可基準等については十分慎重に検討をする必要はございますし、法律もその点をうたつておりますが、転換をしたから、それは中小企業というものをから手を切るといふやうな趣旨では毛頭ない。むしろそういうものが転換をして、中小企業に非常に重点を置いた普銀というものができていくというのが、これからの方向の一つとしてそういうこともあるんじゃないか。転換には、もちろんそのほかに信用金庫が相互銀行になる転換とか、信用協同組合が信用金庫になる転換とか、体質に即して、いろいろな転換がある、かように考えておる次第でございます。

○野上元君 どうも私は言ひのがれのような気がしてしようがないですがね。たとえばいま私はあなたが言われた数字をはつきりと耳に聞き取れなかつたのですが、中小企業に対する普銀の融資は全体の五一%を占めておると、こういうわけですね。

○政府委員(澄田智君) 全体として、正確に申しますと四九・九%でございます。これは普銀だけでなくて、長期信用銀行も入つておるのでござい

ます。

○野上元君 そこで、これはいまの四九・九%の比率は、日本相互銀行、あるいは西日本相互銀行が入つて、これがいわゆる中小金融機関のほうに入つてこれだけの比率を持つておつたわけですね。本来ならば、もつとも中小企業専門機関の比率が高くなければならぬと思うのです。普銀の融資は半分以上にもなるというやうなことは、中小企業の専門機関の活躍がやっぱり力がないと、さき過ぎると思う。それがますます今後は逆転しますよ、これ。これは普銀の融資のほうがあるいは五十数%になるでしょうね、あるいは六〇%になるかもしれないですね、そういうことが予見できるわけですね。これは、はたしてそういうことになるのか、これはどうも逆効果のような気がするのです。そして良質のものがとにかく普銀へ逃げていく、そして比較的良質でないものが中小専門機関として残つていくというこの法の改正のやり方は、この答申の趣旨にもとると、あなたの方の考え方にも矛盾があるやうな気がするのですが、この点はどうですか。

○政府委員(澄田智君) 今回のこの法律改正で、相互銀行に初めて中小企業専門金融機関——中小企業というものに融資することを義務づけるという形の専門機関になります。従来の相互銀行は、そういうふうな特に法律上義務づけられておりました。実際は中小企業を中心として融資をしておつたことは事実でございますが、今回初めてそういうふうにはつきり義務づけたわけでございます。ただ、中小企業向けの金融というものは、これはこれら専門機関だけでもちろんまかなうものでなく、むしろ専門機関以外の領域が大きいところを先ほど申し上げたのでございしますが、それが全体として中小企業金融として営まれる、そして今後ともますます中小企業金融というものが拡充されて強化され、そしてそれで中小企業の成長ということがはかられて、均衡の取れた経済成長というものが実現する、かように思ふわけ

でございます。そのためには、専門機関はもちろん専門機関として独自の存在を続けていくわけでございますが、普通銀行等の機関も中小企業金融というのに重点を置いてやつていく。これからそのほかに消費者の金融というもののウェイトを増してまいらねばならぬ、従来のやうな普通銀行が大企業金融の金融機関であるというやうな形では当然なくなつてくる。これは資金需給の関係からいつてもそういうふうになつてまいらねばならないと思います。そういう面から見ました場合に、金融機関の最も実情なり体質なりに応じた種別の金融機関としてこれが育つていくというこの道を開いていくというやり方、合併及び転換の場合の考え方でございます。そういうやうなことで金融全体が最も効率よく営まれるやうな金融機関の種類なりあり方なりというものになつて、そしてその全体から中小企業に向けられる資金の量というものが多くなり、豊富になる、質のいいものになるという、こういうことが中小企業金融としても最もいい道ではないかと、かように考えております。

○木村義八郎君 たいだいまの問題については、まあとで具体的に質問したいと思ひます。

大蔵大臣も見えておるから、まず基本的な問題として二つ大蔵大臣に伺いたいのですが、その一つは、この中小企業について、金融面から、特に中小企業専門の金融機関ですね、これについて、これもまあ法律改正して中小企業金融を円滑化する、あるいは効率化するといふねらいでございれども、しかし、他方において、大蔵大臣御承知のとおり、金融引き締めによつて中小企業の倒産が、ことに零細企業の倒産が激増しているわけですね。御承知のように、最近では六月危機ともいわれておる。そこで、政府の今後の金融政策と、それから中小企業への影響につきまして伺いたいのです。どうもいろいろ情勢から考えて、私は金融引き締めがもっと強化されるんではないか。まあアメリカのドル防衛政策も問題になつておるんですが、連銀あたりがまた金融を引き

締めるとか、あるいは公定歩合を上げるとか、あるいは公定歩合を上げなくても、そのほかの金利を上げるといふような場合ですね、その影響もありましようし、それから、国際収支改善対策として、四十三年度予算はまあ抑制型の予算を組んだと言つて、抑制型になつていないですね、四十二年度の繰り延べがありますから、そこで、金融面から特に引き締めを強化している点があるんじゃないか。それが公債発行の段階に入つてから資金の流れが違つてきて、大企業は金融引き締めによつてもろろ影響を受けまうけれども、昔ほど影響を受けない。零細中小企業はものすごく金融引き締めの影響を受ける。そういうことから、今後私は、私だけでなく、一般財界人もそういう意見を述べておられますが、かなり深刻な金融的デフレが起り、中小企業、零細企業の倒産がもつとふえる。片方でこういう法律を案はつてくることも、これはまたその内容にも問題がありますけれども、いま問題になつて議論になつていますように、逆にマイナス効果があると、私も思うんですけれども、まあそれは制度的な改正、改善とは言えない。制度的な改正はさることながら、政府の金融政策として、その中小企業に対してどういう今後政策をとつていかれるのか、その点をまず伺いたいと思います。

○國務大臣(水田三喜男君) 中小企業に対する金融政策としては、私はいままでは非常によくやつてきたんじゃないかというふうに考えております。と申しますのは、引き締め政策をやりましたも、いまおっしゃられましたように、公債発行というのをしなかつた前の引き締め政策と比較して、今度違うところは、大企業にすぐに政策は響かないということでございます。ですから、金融政策だけでいま考へているような国際収支の問題というのを解決するためにやろうとしますという、どうしてもこれは中小企業に先に響いてきて、そちらに全部犠牲を負わせてしまふということになりますので、これをそう中小企業に犠牲を負わせないように引き締めをどうするかというこ

とが政府としては一番配慮してきたところでございますが、これはもう御承知のように、最初、財政政策として三千億円の繰り延べをやつたときに、まず繰り延べの対象となつてゐる、たとえば政府の中小企業三金融機関が貸しておるもので、こういう対象機関になつておるものはこれを除くというふうなことで、そこに例外な扱いをいたしましたり、また、一般の大企業方面へのいろいろな貸し出しの規制はやりまして、年末を中心にして、中小企業方面へは融資のワクを広げるといふ措置をやつてきました。政府機関においても、下期は千億以上、千六千億円の増額をいたします、また、市中の一般金融機関にも一兆円以上の貸し出し目標を広げようといふ方針をいたしました、そういう形で、金融引き締めとはいひますが、中小企業に対しては、むしろ金融の拡大というふうなことをやつてまいりましたので、いろいろ金融政策の効果がすぐ出ないとか何とかいわれておりましたが、これは効果を出そうというふうなことを考へたら、これは中小企業がたいへんになるといひまして、私も、かりに効果がよくなくなるにしても、中小企業に犠牲を負わせないようにというところを中心としてまいりました。また、一三月の揚げ超期につきましては同様の考慮をいたしましたし、今度これを無事に切り抜けて、あとは四月一六月の期間が中小企業にとっては一番むづかしい時期だということもいわれておりますので、そこで、まず、本年度の政府関係機関の貸し出しワクというものを相当大幅に広げて、そうして、しかも、上半期に昨年比べて二七%も資金を昨年に比べて増額になるようにするというふうな配慮をやつてきましたので、いままでのところは、今度の引き締め政策によつて中小企業への犠牲というものはあまり強く負わせないで済んでゐるというふうには私は考へております。で、倒産がずいぶんございまして、この倒産についてのいろいろな各金融機関の調査を見ましても、先ほどお話をありましたように、不景気なときも倒産件数が多いかわりに、また、好景気になつても倒産件

数が多いというもので、これは結局景気不景気とは無関係な、やはりいまの日本の経済の二重構造の解消過程という、この一つの過程的な現象としていまの中小企業の倒産を把握するよりほかはかたないと思ひます。したがつて、この原因はほかの点にいままであつて、金融のために直接倒産を来たしたというふうな例がこれまでところはおありあに少ないという調査の結果にもなつておりますが、ようやく全般的に金融引き締め政策というものが浸透してまいりましたので、今後この金融面による倒産、これが原因になつた倒産というものが今後どういふふうにあつてくるか、このことは非常に心配でございますので、私どもは、そういう意味で四月六月の中小企業金融については、特に注意してこれから対処してまいりたいと思ひております。

○木村八郎君 そこを問題にしているのです。大蔵大臣は、いままでは金融引き締めによる中小企業の倒産は深刻でなかつた、こゝ言われた。それは私も認めるのです。それだから金融引き締め政策が景気政策として浸透しなかつた、効を奏しなかつた。それから、四十二年に国際収支改善のために繰り延べをやりましたけれども、それも実際は実際の繰り延べ額をそう多く上回つていないのであつて、だから繰り延べも、それから金融引き締め、金利引き上げも浸透しなかつたから国際収支が改善されなかつた。それで、国際収支が基礎収支で十億三千万ドルぐらゐですか、大幅な赤字になつたでしよう。それは金融政策があるいは財政政策、ミックスポリシーといひました、それが国際収支改善対策としては効果がなかつたということですね、私はそう思うのです。それだから、今度四十三年度になつてから、いま大蔵大臣が言われたように、これから問題である、そこを私は問題にしている。ところが、これからは、財政の面では抑制型の予算ではないでしよう。それから、今度はアメリカのドル防衛政策によつてアメリカの金利は引き上げられました。国際的な金利高になる、そういう対外的な影

響もあります。それから、ドル防衛協力としてアメリカからもいろいろまた要請される、あるいはまた、課税金の問題等もあつて、とても日本の輸出は一五二%なんてそんなにふえつてこない。百二十一億五千万ドルはとておね。そうすると、これから金融面について相当デフレ政策をとらざるを得ない、そこを心配するわけです。だから、こういう制度的な改正もさることながら、これから大蔵大臣はむづかしいと言われましたが、そこなんですよ。これからどうされるのか。私の見通しでは、またかなり長期にわたつてデフレ政策をとらなければ、国際収支の三億五千万ドルの赤字にとどまることはできない。相当私はきびしいと思ひます。ですから、そこで、そのときにどういふ制度の改正もさることながら、かなり強い金融引き締め政策をやつて、それが今度は公債発行の段階になつて、大企業よりも中小企業、零細企業のほうに影響があつて深刻になつてきていますので、それから私はたいへんになるのじゃないか。その点についてどういふふうな処理されようとするのか。私は、制度の改正もさることながら、この点は非常に今後中小企業、零細企業にとつては重大であると思ひます。そのときに、繰り延べ分をこれは解除して、じゃ財政面から少しくなつても緩和政策をとるのか、そういう政策の選択の問題が出てくるわけですね。この点いかがですか。

○國務大臣(水田三喜男君) 私は、いままでとつた措置が効果がなかつたというふうには全然考へません。もし効果を早く出すことをかりにあせるとしましたら、昨年、米の買い上げ代金があれば多く出ているというときには、それを考慮して、もつと金融の大きい引き締めをやるとかいつて、もう中小企業にストレートに影響のあるような金融措置も、とらうと思へばとれることではございますが、そういうことをやつて効果を早めることと、この場合は弊害が大きいので、効果が若干おそくても、中小企業にその間犠牲を払わせない

という政策の考慮のほうが重要だと思いましたが、そういう急激な措置をとらないで今日までやってきたが、これは無効果じゃなくて、ようやく六カ月、七カ月たつときにこの効果があらわれてきておる、私はいまその段階だといふふうに思っております。ですから、たとえば日銀券を見ても、昨年一七・五%、最高はそのくらの比率の発行になったのも、今回は前年に比べてみまして一五%台に落ちつくというふうに、すでにそういう点にもいろいろいままでの引き締め措置が金融情勢の中にあられてきておりますし、貿易収支を見ても、明らかに好転はしてきております。また、卸売物価そのほかの点を見ても、この引き締めの効果というものはいま出てきているときでございますので、これから中小企業に対しても引き締めの効果がもう少し強く出てきませんか、これを心配しているというところでございます。いままで効果がなかったから、これから新しい金融引き締めの別個の措置をとるといふふうなことは考えておりませんので、したがって、従来効果がなかったで、今後政府はどんな措置をとるかということではございせん。従来の効果がいま出かかっているときでございますから、この情勢を十分見て慎重に対処したい、また、そうすべきだといふふうに考えております。

○木村義八郎君 いまの問題につきましてはこれは議論になってきますが、もう一つだけ伺っておきますが、大蔵大臣は、いままでの金融引き締め、昨年の九月の日銀の一厘の公定歩合の引き上げ、それから今年一月六日ですか、もう一厘上げましたね。その日銀の公定歩合二回の引き上げを中心とする窓口規制の強化、そういうものがよくやくいまいきてきた、こういう御説明ですね。しかし、そのほかに、私は最近のアメリカのいわゆるドル防衛政策ですね、かなりこれはきびしいのじゃないか。増税でしょう、それから歳出の削減ですね、課徴金の問題もわかりませんね、まだこれはやらないとも限らない。それから、連銀が一

厘上げましたね、この間。いま五分五厘ですね。そうすると、引き締めがきいてきたのに、やはりプラスアルファの引き締めをやらないと、国際収支の政府の目標とする三億五千万ドルですか、赤字がとどまらない、もつと私は赤字が多くなるのじゃないか。だから、三億五千万ドルにとどめるには、また金融引き締めで、だから中小企業、零細企業にしわ寄せしていかざるを得ないのじゃないか。その点はどうかですか。やはりいままでの引き締め政策がいまいきいてきているのだから、それ以上にやらないで、ただこの浸透を見守っているというにすぎないのですか。

○国務大臣(水田三喜男君) まあ英米がああいう金融政策、財政政策をとっているのですから、この影響というものは当然世界経済にもあらわれてまいります。これは日本経済にも影響してくることは予想されるところでございますので、私も、いま今年度は上期よりも下期の国際情勢、経済情勢というものを非常に心配して見ておるのでございますが、これについてはまだ意見がいろいろございまして、財政政策というものの効果というものは、やっぱり日本においてもそうでありましたように、米国においても、これから経費の削減、増税の措置がとられても、これが経済に一つの大い影響となってくるのは何カ月先になるかというふうな、この時期の問題を考えますと、なかなか意見がたぐさんございまして、このときが一番日本経済に影響する時期だといふようなことをまだ断定できませんが、いづれにしましても、来年度あたりにかけての影響というものが大きいことは予想されますが、今年度すぐにどういふ影響が出てくるかという点については、まだ私もいろいろ研究している段階で、結論が出ておりません。で、決して楽観はしておりませんが、それがこの年末までに日本経済に大い影響になって出てくるかどうかというふうな問題については、もう少しいろいろ検討したいというふうに考えております。

したね。いま外貨準備はどのくらいになったのですか、現在。
○政府委員(澄田智君) いまちょっと数字を見ておるのですが、四月末におきまして十九億を割りまして、十八億九千万ドル台だと思いますが……。
○木村義八郎君 今後まだ私は減っていくのじゃないかと思うのです。ですから、その外貨準備は、六月危機ということがいろいろいわれておるのですが、今後あのスワップですね、スワップを利用したり、あるいは最悪のときにはIMF借入れという問題になり得るじゃないか。もつとも、スワップのほうは今度は十億ドルですかに拡大されましたから、かなりの幅はあると思えます。そういうことは予想されませんか、大蔵大臣。これはあまり悲観的かもしれないが、しかし、私は、どうもそういうことも考えられるのじゃないかという気がするのですか。

○国務大臣(水田三喜男君) この輸出についての最初の予想はありましたが、いまのところは予想よりは好転している、したがって、当初私どもが外貨の減り方や何かについての一つの予想をやはり一応は持っておりました。で、場合によつてはスワップの発動とかIMFの問題とか、これは情勢のいかんによつてはという考え方をここの年初に一応は考えておりましたが、事態はその当時に予想したよりもわりあいよくいっておりますので、現在のところはそういう問題を考えなくて済むのじゃないかというふうなところでは考えております。

あり方はつきりした。大体まあ二十六年から二十八年ぐらゐの間に金融制度としては大体整ったと見ていいと思えます。その後、経済情勢は非常にまあ変わってきているわけですね。したがって、その後の経済情勢の変化に対応して金融制度も変えていかなきゃならない。そこで、まあこのいま提出されているこの金融機関と中小企業に関する改正もその一環であると思ふのです。しかし、それにしても、全体の金融制度の改正との関連においてやっぱり考えなきゃならないと思うのです。ですから、この中小企業専門機関にしてい

く今回の改正案ですか、これを、そのメリットなり効果等も判断する場合には、やっぱりその全体の金融制度の改正の、何というか、構想、ビジョンというのですか、そういうものとの関連においてこれは判断していかなくちゃならない、そういう点が一つ大切な点ではないかと思うのです。それに、これに関連しまして、この際、その昭和二十六年から八年ぐらゐを一応金融制度として整えられて、その後、経済情勢が変化して、それに今度是对応した金融制度の改正をしなきゃならない。それについては今度日本銀行の制度の改正もあります。日銀制度の改正もあります。それから、あるいは長期信用銀行の改正、普通銀行の改正とか、ずつとあるわけですよ。いろいろ全面的にはやはり改正をしていく必要があるわけですよ。その全体の構想をここで明らかにしてもらいたい。そういうものなくしてこの改正だけが独走して、中小企業専門のこの金融機関の改正だけが独走しちゃってここで実現されていくということでは、これは私はもう非常なアンバランスになる。それから、これを評価する場合もわれわれ困るわけですよ。やはり全体の、日本銀行制度を中心とする、あるいは普通銀行、あるいは長期信用銀行ですね、そのほかの一連の改正というものがあつて、その中でこういう位置づけにおいてこれを改正するといふあれがなきゃならないわけですよ。これはおありだと思ふのです。これについて、大まかにいいんですが、大体こういう方向に中央銀行制度

第五部 大蔵委員会会議録第二十二号 昭和四十三年五月九日 【参議院】

○木村義八郎君 外貨準備は十九億ドルを割りまして、現在。いま外貨準備はどのくらいになったのですか、現在。
○政府委員(澄田智君) いまちょっと数字を見ておるのですが、四月末におきまして十九億を割りまして、十八億九千万ドル台だと思いますが……。
○木村義八郎君 今後まだ私は減っていくのじゃないかと思うのです。ですから、その外貨準備は、六月危機ということがいろいろいわれておるのですが、今後あのスワップですね、スワップを利用したり、あるいは最悪のときにはIMF借入れという問題になり得るじゃないか。もつとも、スワップのほうは今度は十億ドルですかに拡大されましたから、かなりの幅はあると思えます。そういうことは予想されませんか、大蔵大臣。これはあまり悲観的かもしれないが、しかし、私は、どうもそういうことも考えられるのじゃないかという気がするのですか。

○国務大臣(水田三喜男君) この輸出についての最初の予想はありましたが、いまのところは予想よりは好転している、したがって、当初私どもが外貨の減り方や何かについての一つの予想をやはり一応は持っておりました。で、場合によつてはスワップの発動とかIMFの問題とか、これは情勢のいかんによつてはという考え方をここの年初に一応は考えておりましたが、事態はその当時に予想したよりもわりあいよくいっておりますので、現在のところはそういう問題を考えなくて済むのじゃないかというふうなところでは考えております。

あり方はつきりした。大体まあ二十六年から二十八年ぐらゐの間に金融制度としては大体整ったと見ていいと思えます。その後、経済情勢は非常にまあ変わってきているわけですね。したがって、その後の経済情勢の変化に対応して金融制度も変えていかなきゃならない。そこで、まあこのいま提出されているこの金融機関と中小企業に関する改正もその一環であると思ふのです。しかし、それにしても、全体の金融制度の改正との関連においてやっぱり考えなきゃならないと思うのです。ですから、この中小企業専門機関にしてい

は改正する、それから、長期信用銀行、それから、まあ為替銀行、都市銀行ですね、そういう金融制度の改正について大体的構想を明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(澄田智君) まず私からお答え申し上げます。

ただいまお話のように、現在の金融制度というのは、大体二十年台の終わり、二十六、七年ごろから、まあ若干おくれたものは三十年台の初めというぐらゐにでき上がった制度でございますが、現在その後の情勢が一変をいたしました、いまの経済情勢、それで、今後の日本経済におけるその金融機関のあり方を再検討するといふようなことで金融制度調査会としてはこの問題に取り組んだわけでございます。中小企業金融が、ある意味では専門機関のその後の変化、発展が一番大きく、現行の法律ではいろいろ実情に合わないといふ点もございまして、これを第一番に取り上げたといふような形になっておるわけでございまして、昨年十月にこの法律のもとになります答申が出ましてから、引き続き十一月から一般民間金融機関の特別委員会というのを設けまして、そうして今回の対象以外の民間金融機関、すなわち、普通銀行、この中には都市銀行、地方銀行があるわけでございまして、それと長期信用銀行、信託銀行、為替専門銀行、こういった金融機関のあり方についての検討に入りまして、すでに七回ばかり委員会を開いて、今後の金融をめぐる環境といふような点をいろいろ議論を詰め、これから具体的にそれぞれの機関のあり方といふことの検討に入るわけでございまして、こういう構想の一環としての中小企業金融専門機関の問題であるので、全体の構想はどうかといふことでございまして、これからまさにその検討になるわけでございまして、全体の考え方としては、やはり金融の効率化といふようなことばで言いあらわされているような内容といひまして、これからの資金需要のあり方も変わつてまいります。そして、従来の企業の設備資金中心から、もっと多様化された資金需要に応ず

るような金融機関のあり方、そして適正な競争原理を導入して、効率的な金融機関の運営が行なわれるような、そういう仕組みといふようなものをこれから検討してまいり、そういう考え方でございまして、もちろん今回の中小企業専門機関の答申といふものも、十分今後検討する場合の前提でございます。これとマツチした、調和のとれた制度といふようなものを考えていくことになると思ひます。

それから、日本銀行法の問題でございますが、日本銀行法については、一時、成案を得たこともあったわけでございまして、今回の答申の以前に、ある段階で成案を得たこともございましたが、その後国債の発行といふような新しい事態になりましたし、それから、さらに現在のような国際通貨金融体制といふものが変わつてつある時期でもありまして、今後の国際経済の中における中央銀行制度といふようなものを考えていかなければならない。いまの特別委員会は民間金融機関でございまして、なお、日本銀行法といふのは、今後新しい状態においても一度考え直さなければならぬと、かように考えております。

○木村福八郎君 そうですか。日銀法については一応結論は得て、舟山氏の案、舟山試案とか何とかいふんですが、結局一番の焦点は金融政策の責任の所在の問題で、金融政策の最終的責任が政府にあるのか、あるいは中央銀行に責任があるのか、これからまたそれを白紙に返して再検討するんですか。前に田中大蔵大臣のときですよ、あのとき国会に出すといふ答弁をされたんですよ。これから再検討すれば、またかなり時日がたつと思ひますが、そうすると、結局また長い間たなざらになつてしまつて、いまの戦時立法としての日銀制度のほうがいんだ、便利だといふことになつて、これを続けていくことになるんじゃないんですか。いづごろ成長を得て出すつもりなんですかね。それもあつて、それと、普通銀行とその他、さつきの銀行制度の、あるいは金融機関の制度の改正の問題とも関連しますけれども、その点

はどうなんですか、いづごろまでに成案を得たいんですか。

○政府委員(澄田智君) 普通銀行、その他長期信用銀行、為替専門銀行、信託銀行等の問題につきましては、これは現在の特別委員会でも検討いたしておりますのは、おおむね明年中に結論を得るといふ、なるべく早く結論を得たいわけでございまして、現在の状態から鋭意検討を進めまして、なるべく明年中にはその結論を得たい、かように考えております。

それから、日本銀行の問題につきましては、まあ白紙に戻すといふようなことではないといひまして、四十年に一応法律案としての成案を得ておりましたが、その後、国債が本格的に発行されたといふようなこともございまして、それから、管理通貨制度といふようなものについても、また新しい国際的な条件といふようなものも出てきておるわけでございまして、もちろんその金融制度調査会で相当の期間をかけ、十分議論をしたわけでございまして、それを前提として、その後の変化に応じて見直すべきところを見直すといふような問題にならうかと思ひますが、金融制度調査会におもつて一度はかつて、その再検討の上提出すると、かようなことになると思ひます。ただ、ものの順序といたしまして、現在の資本自由化等を控へ、現在の情勢におきまして、民間金融機関の問題はこれと表裏一体といふようなことで、できるだけ早くその結論を得たい、かように考えて、日本銀行法の問題はそれに引き続いて検討するといふような問題ではなからうかと、かように考えておる次第でございまして。

○木村福八郎君 日銀法の改正のみにこだわるわけじゃないのですけれども、これは公債発行の段階になれば、ますます前に金融制度調査会で得た結論を早く実施することが必要であると思ひます。これは戦時立法でしよう。こういうふうな性格の中央銀行をいつまでもこのまま残しておくといふことは、これはおかしいと思ひます。日本はたてまえからいって、また、われわれは、日本は

軍国主義になつていくのだから、それならそのほうがいいのか、そういうふうな、むしろそつとして置いて、公債発行とか管理通貨制度とか、そのほうが便利だといふような疑いも抱きたくなくなるのです。その点が、じゃどこが違つてくるのかです。具体的に公債発行段階に入つてから、あるいは資本自由化取引の中に入つてから、違つてくるのか、むしろ私は、この金融制度調査会で得た結論を早く実行することこそが、一そう必要になつてくるのではないかと気がするのです。公債発行段階に入れば入るほど、そこでやはり歯どめを中央銀行制度の中で、それだけじゃありませんが、そこに求めることが必要なんではないかと思ひますが、この点どうなんですか。

○政府委員(澄田智君) おつしやるとおりだろつと思ひます。国債発行と中央銀行の關係、そして、その國債の市中消化といふものと中央銀行の關係といふようなものについて、十分その歯どめといふ点も入れて検討をして、それはいままで検討したもの、土台の上、その後の情勢の変化といふものを見て、見直すべき点があればそれを見直すといふことだろつと思ひます。決して白紙に戻して、また長期間かかつて検討するといふようなものではないと思ひますが、その新しい情勢のもとでもう一度検討して、そしてその改正をすべき問題である、かように考えております。

○木村福八郎君 そうですか。たとえば、まだ公債発行のいろいろな条件が成熟しない、整わないうちに無理に四十年から公債発行をしてしまつて、いまになつてみると公債消化が十分でない。売れ残りが出てこつたり、それから、公債の相場が下がつたり、公債管理制度上いろいろ問題が出てきておるわけですよ。ですから、そういう点について、むしろ日本銀行制度が、公債が売れ残つた場合に、それが回り回つて日銀の消化にしまつた場合、それが回り回つておりますが、そういうことができないように前向きな改正を考へるといふことなのかどうですか。いままで白紙

にして、そしてあと戻りしたような改正を考へて
んじやないというお話ですけれども、それは諮問
するんですか、金融制度調査会に。諮問されて、
その答申を待つておるんですか。

○政府委員(渡田智君) もう一度諮問をし直して
やるかどうかという点については、まだき
めておるわけではございません。あらためて諮問
し直すというふうなことでなく、従来の経緯から
申しまして、金融制度調査会に何らかの形でもう
一度はかるといふことはあるだろうという意味で
申し上げた次第でございます。

○木村八郎君 それじゃ今度は具体的に法案に
直接関連した質問に入りたいと思ふんです。

その前に、さつき一応銀行局長から、総合的な、
全般的な金融制度の改正の問題について御答弁
あったのですけれども、大蔵大臣はどういうふう
にお考えになつておるのかです。一つは、日本銀
行制度の改正の問題、それから、もう一つは、普
通銀行ですね、これについては十三行を半分、
あるいはもっとそれ以上少なくする合併案とい
うものいろいろいま取りざたされておるわけだ
よ。そのように非常に数を縮小するの、さうい
うふうな構想があつたら大蔵大臣として伺いた
いのです。

○国務大臣(水田三喜男君) 一般金融機関がい
まの国際自由化に対処してどうあるべきかとい
う問題が当面の問題でございますので、本来なら
ば、一般普通銀行のあり方というふうなことから
討議するのが順序じやないかというふうにも考
へます。しかし、日本の企業の実態を見ますとい
うと、圧倒的にいわゆる中小企業が多い。九〇
以上の中小企業の存在という特殊な事情に即し
て、やはり一般の金融機関だけで対処し得るか
どうかということになりますと、日本は、やはり
中小企業の専門金融機関というものが必要だとい
う点だけは全体の金融機関の検討として出てま
りましたので、したがって、当面その問題を先
に取り上げて解決しようというので調査会が取り
上げて、ようやく答申になつたということござい

ます。すぐに就いて一般の金融機関のあり方とい
うものを諮問いたしまして、調査会におきまして
は特別委員会をつくつて、もうすでに昨年の暮か
らこの問題と取り組んでおつてもらつておりま
す。これは相当大きい問題でございますので、お
そらく今後一年以上かかるまいと結論が出てこ
ないと思ふますが、この結論が出てきましてから
は再調整の問題が出ないとも限りませんが、こ
ういふものが一応出そろつて、最後の私どもの考
へるこの金融機関のあり方というものの結論が得
られるというふうに考へております。大きい問題で
ございまして、もう一年以上最後の結論を出す
までかかるのではないかと考へております。

○木村八郎君 それじゃ次に、先ほど野上委員
から、中小企業金融の円滑化、効率化の問題で、
この改正案に関連して質問があつたわけですが、
この改正案は、言うまでもなく、金融制度調査
会の答申に基づいて、それで三機関を中小企業金
融を専門とする機関に定着させる、それが一つと、
それから、中小企業金融の円滑化、効率化、これ
が趣旨だということになつております。しかし、
さつき野上委員から質問がありましたように、同
種合併による円滑化、効率化ならともかく、異種
合併並びに転換ですね、これは極言すれば、すべ
て一応普通銀行の道を開くものではないか。です
から、中小企業金融機関として固定とは言わな
いまでも、定着させる意思は盛られてないのでは
ないか、ここが非常に重要な問題点ではないかと思
うのです。専門機関の必要を認めた改正案である
ならば、いたずらに普通銀行への転換をはかるよ
うなことなく、これを定着させるための専門機
関であるようにしなければならぬ。それには、こ
さつき議論になつておりましたけれども、この
今度の改正案だけではだめであつて、それに何
もつとメリットを与える中小企業専門の機関にな
つたら、たとえば具体的に政府資金の預託と
か、あるいは日銀の貸し出しとか、あるいは長期
金融債の発行権を与えるとか、そうした中小企業

金融に徹して効率をあげさせるような、そのメ
リットをいろいろな方面から考へて与えるべき
じやないか。そうしないと、いわゆる仏つくつて
魂入れずということをよく言うのですが、単に制
度の改正だけではメリットはないのではないかと、
こう思ふのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(渡田智君) 今回の制度について、特
にメリットがないのではないかとという点で
ございまして、現在の制度は、これは民間金融機
関として、そして業務の範囲を定めて経営する
と、こういう民間機関のあり方から見て、業法と
してはこういう形をとつておるわけでございます
す。また、国なり、あるいは日本銀行とか、そ
ういふような関係における点でございますが、こ
れにつきましても、日本銀行の信用調節は、これ
は申すまでもないことではございますが、資金全体
から見ても信用を調節するといふものではありま
すが、しかし、中小企業の専門金融機関にも逐次
拡大をされてきております。たとえばオペレー
ションの場合では、相互銀行を全部オペレー
ションの対象として、信用金庫についても連合会を
通じてその対象とする。日銀貸し出しの取引も、こ
れも主要な相互銀行に広げられておる。こういう
ようなところで今後ともそういう方向に進められ
ていって、その中小企業専門金融機関の拡充強化
と相まって、日本銀行取引も広げられていく、か
ようなことになると思ふます。それから、国庫金
の預託でございますが、これは国庫金の歳入代理
店とか、そういったような業務、これもこれらの
機関に拡充をされておりますが、国庫の余裕金の
預託という点につきましては、これは一元的に運
用するということで、現在はいたしておらないわ
けでございます。なお、ことに国債発行というこ
とになれば、国庫金の多額な余裕金が長期に滞留
するといふような形に国庫金を管理するといふの
は、これはむしろ反対でございます。国庫の余
裕金といふものはなるべく滞留を少なくするよう
に、国債発行にあつてもその管理をしていくとい
ふのが国庫金の管理の考え方だろうと思ひま

す。そういうようなこともございまして、国庫金
といふものの新しい預託をしていくといふような
ことは、これは現在考へられないところでござ
います。そのほか長期金融債の発行の問題、いま
御指摘がありました。これはまさにいま検討し
ております金融制度調査会の、その他の民間金融
機関のあり方というところで、長期信用銀行をど
うするかというふうな問題、その場合、長期金融
債をどう考へるかというふうな問題がございま
す。それとの関連等で、今後そういう問題の一環
として検討していくべき問題であらうと、かよう
に存じております。

○木村八郎君 いまお話がありました。長期
信用銀行は、これは当初のあれをつくつた当時と
役割が非常に変わつてきていると思ふのです
ね。あれはむしろ中小企業専門の機関のほうに移
す、そういうふうな転換させるべきじやないかと
思ふのですが、どうですか。

○政府委員(渡田智君) 最近かなり興銀、長銀等
の中小金融の比重というものが高まつておりま
す。また、中小金融の専門の担当部というよう
なものを独立をさせるというふうなこともあり、
その方面はかなり重点が移されてきております。
また、興銀の代理機関、代理店というところで、
中小企業専門金融機関等を使ひまして、代理貸し
してきておるという、実質的に中小企業面が充実
してきておるというの、事実でございます。今後
の長期信用銀行のあり方というの、先ほどから
申し上げておりますように、今後金融制度調査
会の一つの重要な課題として検討いたすことにな
つておる次第でございます。

○野上元君 さつきと先ほど関連質問をしたの
ですが、どうも銀行局長の御説明ではよくわから
ないのです。いまも木村さんが言われたよう
に、一方では相互銀行を中小企業に対する金融専
門機関として固定させよう、こういうねらいがあ
るわけですね。ところが、異種転換を認める、こ
ういふことになると、これはいわざる法みないな

ものですね。固定というのは名目だけであつて、実質的には大きくなつたらどんな上へ逃げてしまふ、進出してしまふ、昇格してしまふということになると、どうもよくねらいがわからないが、そもそもこの改正は、中小企業に重点を置いた改正なのか、あるいは金融機関に重点を置いた改正なのか、これはどちらなんですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 先ほど野上君から御質問がございましたが、これはむしろ中小企業に重点を置いた改正でございますが、この中小企業というものが動かないものではございませんで、常に成長をしておる。で、一年に一万以上も企業がどんどんふえていく。つづける数も相当多いのでございますが、ふえる数も一万以上といわれているくらい、中小企業はどんどん新しいものが出てくるかわりに、もう中小企業が成長して、大企業とは言えませんが、使用者の数とか資本金というふうなもので、中小企業の範疇に入らないものがどんどんたくさん出てくる、こういうことを考えますと、たとえ貸し出しの比率で中小企業は三・何都市銀行は確保しているといつても、中身がどんどん変わつていく。反面、金融機関の系列下のいろいろ関係を持つていく大企業はよろしうございますが、新たに中小企業から育つていった企業は、普通銀行となかなか結びつかないいろいろな問題を持つておりまして、何かしますと、すでに中小企業金融を土台にした相互銀行の一部が異種金融機関になつていくというふうなことがございまして、実際は大と中との中間で、どんな大きくなり、数が多くなつていく中間の成長企業というのに対応する一つのこれが先べんといひますか、あれになる基盤も私は持つていきたいと思いますし、相互銀行が普通銀行になつたからといって、すぐに大企業に金を貸すものじゃなくて、やはり対象は中小企業もしくはそこから育つた企業というふうなところに相当限定されると思ひますので、私は、企業自身がどんどん動いていく以上、金融機関のそういう異種の若干の転換というふうなことは行なわ

れても、日本の全体の企業に対する金融という目から見たら、私はあまり支障となるものじゃないというふうに考えます。

○野上元君 私とはそこがどうもよくわからないのだね。そんなに無理をして変える必要はないと思ふのですね。たとえばあなたが言われるように、年間一万ぐらいの企業がふえていく、しかし、それは非常に小さい企業ですよ。大企業はそんなにふえるものじゃないですね。したがって、これらの人がほしいものは中小企業金融の専門機関ですよ、普通銀行よりも。むしろそう私は見ておるわけですよ。

○国務大臣(水田三喜男君) 中小企業の範疇にも入らないで、成長したために金融に困つてしまふという企業が非常に多くなつてきています。

○野上元君 それは普通銀行から借りればいいのであつて、また、利用すればいいのであつて、何と相互銀行や信用金庫から借りようとしなくたっていいわけでしょう。しかも、相互銀行を何も普銀の中に入れていく必要はないじゃないか。普銀といふやんと制度があるのだから、企業が成長して大企業になれば、当然普銀のほうから借りてやればいいのであつて、何も相互銀行と一緒に普銀のほうに持つていく必要はないと私は言うのです。そんなことよりも、一万もふえてくるいわゆる中小企業のために、日本相互銀行だとか西日本相互銀行だとか、良質で豊富な資金を持つていられるものは中小企業の専門機関として置くべきじゃないか、それこそ中小企業に対する育成になるんじゃないか。それを企業が成長したからといって相互銀行までも普銀のほうに持つていくといふことは、中小企業のほうに對する融資は、非常に悪質なもの——言い方は悪いかもしれませんが、比較的良質でないものだけが残つて、いいものはどんどん普銀のほうに持つていくことになる、しかも、この法律によつては、相互銀行は今後は中小企業専門機関ですぞと、こういうふうな定義づけるというのはどうも私は理屈に合はぬと思ふんですが、その点はどうですか。

○政府委員(澄田智君) 先ほどから申し上げていふことでございますが、中小企業金融という、金融全体が専門機関で営まれていふといふものでは決してないわけでございます。専門機関以外のもののほうが比重も大きいといふふうな実情でもあるわけでございます。そうしてその点につきましても、たとえば外国の金融機関の制度等を見ますと、日本の専門機関に当たる機関というものはないわけでございます。信用協同組合に当たるものはありまして、相互銀行、信用金庫に当たるものはなくて、これは全部普通の商業銀行が金融をやつていふ、こういう仕組みになっております。

したがらしまして、金融制度調査会で制度論をやりましたときには、一部の議論として、まずそういう専門機関といふものを設ける必要があるかどうかという議論もあつたわけでございます。しかし、日本の中小企業が非常に大きなウェイトを占めていふといふことや、実情等から見まして、もちろん専門機関といふものは制度として存続すべきものである、そういうふうなことになつたわけでございますが、金融の制度としての中小企業専門機関といふものは、さうに専門機関がなければ中小企業金融が行なれないといふものでは全然ないわけでございます。そういう意味におきまして、金融の機関の性質、効率的なあり方というやうなものを考へていふ場合に、実態が他の金融機関と同じそちらへ転換したほうがさらにより効率的であると認められるような場合は転換の道も法律上開いて、そこで、より適正な競争関係が行なわれて、金融機関の経営も、一そうその機関としての特色を発揮して営まれる、こういうふうな形であるといふ場合が十分考えられるわけでございます。こういうような場合には転換の道も開いておく。しかし、転換して、もちろん転換した機関がそういう経緯で変わつてきた機関でございまして、中小企業金融といふものに一つの大きなウェイトを置いて、そういう特色を持つ金融機関として育つていく、それは当然そういうことにならうと思ふわけでありまして、金融制度のあり

方として転換の道を開くということが全体の仕組みを効率的にする、こういうことを申し上げていふ次第でございます。

○野上元君 銀行局長に聞きますが、相互銀行から普通銀行に転換する場合に、中小企業に対して金融がしやすい場合もあるんだ、だから、そういう場合は認めたいほうがいいんじゃないかという理屈ですよ。あなたの理屈はそういう理屈になるのですか。たとえば日本相互銀行が普通銀行になつたら、中小企業に対して、より良質な、より豊富な資金を中小企業に与えられるという、そういう理由はどこにあるんですか。普通銀行にならなければだめですか。

○政府委員(澄田智君) 事柄の性質上、ならなければだめだといふようなところまでのあれではない、どちらがより効果的であるか、金融機関のあり方として、より機能を發揮する上においてすぐれているかという、そういう比較の問題になると思ひますが、特定のある相互銀行が非常に営業の範囲も広く、さうして全体としてその実態において普通銀行としてやつたほうが適當な状態であると認められるところまで来たといふことであるとすれば、それは普通銀行といふことになつたほうが、たとえば預金吸収という面においても、より吸収しやすいといふ場合も、その金融機関によつてはあります。これは常に普通銀行のほうか、より資金を集められるといふこともないのですが、それは業態とか得意先とか地域的關係とか、そういうところによつていろいろ違つていふわけですが、相互銀行より普通銀行のほうが、より資金量も資金も吸収しやすい、さうしてその競争の結果、その体質もより強化されると、こういうことであれば、そのほうが中小企業に資金を供給するといふ面から見ても、より資金量も大きくなる、さうして、さらに体質が強化され、低利の資金の供給もできると、こういうふうなことになる場合も十分考えられる、こういうことでございます。

○野上元君 この問題をあまり突つ込んでやると

時間がかかるからこの程度にしますが、大臣はあまり時間がないそうだし、瓜生先生も御質問になるそうですから、それじゃもう一つだけ聞いておきますが、最近中小企業に重大な打撃を与えている問題が一つ起きていたのですが、これは銀行局にも関係あるし、かつまた、中小企業庁のほうにも関係がある、例の信用販売システムにおける銀行のクレジットカードの進出ですね、こういう問題が出ておりますが、これは銀行局としては、本来金融機関であるべき銀行が、いわゆる信用販売と間接的に、あるいは直接的に、信用販売の域内にある問題について銀行が手を出して、そうして中小企業に重大な打撃を与えるというところは好ましいことかどうか、その点、ひとつ大蔵大臣からお聞きしましょうか。

○政府委員(澤田智君) まず私から申し上げて……

御指摘は銀行のクレジットカードの業務だろうと思います。これは国際的に、アメリカの金融機関等も非常にその方面の仕事をやっておるわけでごさいます。そうして、これは従来ですと小切手で取引をするというのが、それよりさらにクレジットカードで取引をする、そして現金取引が小切手取引に変わって、小切手取引がさらにクレジット取引に変わって、こういうような取引の推移というものが、そうして、さらに、ことに今後日本の金融機関も、従前よりはるかに対個人取引、消費者取引、そういったもののウェイトが増してくる、企業だけであつたものがそういう面に次第にウェイトが移ってくる、こういう背景も考えられるわけでごさいます。そういう面に金融機関がクレジットカードによる業務、クレジットカード業務というものは、これは金融機関自体というもののより、これは別な会社をつくってそこでやるという形になるわけですが、そういうようなものをやっていくというのは、それは世界の大勢と申しますか、今後の経済の取引の推移に応じたことであるという面があるわけでごさいます。ただ、それが月賦販売というような、

そういうような面に非常に出てくるというふうなことになるまいかと、これは既存の月賦販売等、賦払い信用機構との関係の問題もございまして、十分その業務のやり方についてはそういう関係をよく検討をして、行き過ぎにならないような形でこれをやらしていく指導をして、固有の金融機関の業務でない面もございまして、必ずしも大蔵省だけの監督という範囲でない、通産省その他とも協力をして指導をやっていく、こういう面もあるわけでごさいます。

○野上元君 これは銀行が直接そういうクレジットカードという業務をやろうということは、明らかに銀行法に反すると思ひます。しかし、あなたが言われるように、間接的に別の会社をつくって、それに融資をしてそこでやらせるということになると、これは大蔵省としても、法律的に見てこれが違法であるかどうかというところは問題があると思ひます。これは通産省の中小企業育成の問題になると思ひますが、ただ、先ほど大蔵大臣が言われたように、今日の中小企業を育成するには、金融、財政その他の側面から育成しなければ今日の中小企業はなかなか育成できない、救うことはできないと言われまして、そういうことを言っておきながら、現実には、銀行が間接であるが直接であるが、信用販売にまで手を出して、そして中小企業を窮地に追い込めることが、大蔵省として見ておいて、銀行のやり方として正しいかどうか。蔵相の言われるような中小企業育成のあなたの意向をはたして銀行は受けておるのかどうか。その点は大蔵大臣どう考えますか、政策の問題として。

○国務大臣(水田三喜男君) 行き過ぎて弊害があることは困りますが、しかし、消費者金融というものの対するまた国民の別個の要望というものもございまして、一つの国際的な趨勢になっておることとございまして、銀行がこういうことについて十分に行き過ぎにならないような規制は必要だと思ひますが、消費者金融の一つとして、やはりもう全然こういう形のものはいかぬといつてこれをやめさせるといふ方向にはなかなかいけぬと私は考えます。

○野上元君 法律的には私もそう思ひます。しかし、政策的な問題として、皆が共存共栄をしようというときに、大企業、大銀行が中小企業を圧迫するようなクレジットカードシステムを採用するということ、私は考えるべきじゃないかと思ひます。たとえば日通が、問題になっております例のラーメンの販売、最近における大企業とか大銀行とかは非常に営利主義ですよ。もうけさえすればいいのだ、どんな犠牲者が出たってかまわない、大銀行であり、大企業であるビヘービアがいないじゃないですか。中小企業に対する思いやりなんか全然ないじゃないですか。これを救つてやるのが大蔵省であり、通産省だと思ひますよ。そのあなたの方のほうやむを得ぬのだということになれば銀行はどんどんやりますよ、彼らはもう主義なんですから。日通みたいなところでさえラーメンを売るんですから、こんな世の中では、中小企業の育成を幾ら口で言つても、中小企業の人は政府を信用しませんよ。その点は、もう少し法律的な問題でなくて、政策的に考えてもらいたいと思ひます。このお答えをいただいて、あとは瓜生先生に渡して、私はあとまだ二、三歩積み重ねての問題等もありますから、質問を留保します。この点、ひとつ大臣、御答弁を願ひたいのです。

○政府委員(澤田智君) 先に私からちよつと補足をしておいて、あとから大臣に。

現在の銀行がやりつつありますクレジットビュローとかクレジットクラブとか、いろいろそれの名前をつけてやつておるものであります。これはクレジットカードで消費者が買ったものを、あとからそれを売った店にはクレジットカード会社が支払いをして、そうして本人から月末から月末に取り立てる、あるいは預金から落とす、こういうようなシステムになっておりました。したがって、割賦販売そのものはいたしておりません。したがって、割賦販売業者、ことに中小の割賦販売業者に対する圧迫になるという点はないわけでごさいます。

す。現在も、ただ、これについても行き過ぎになつて、割賦的な支払いがだんだん出てくるのじゃないかという御心配があるわけであつて、そういう点について、いろいろやり方について行き過ぎにならないように注意をしていきたい、かように考えるわけです。ただ、支払いの方法が、そういう便宜な支払いの方法が行なわれて消費者が利益を受ける、こういう形は外国でも非常にこれが急速に伸びておりますこと、理由は、やはりそういう便宜があるの伸びておるわけでごさいます。そういう問題ではないので、その長所は生かしつつ、行き過ぎにならないようにということではなからうかと考えるわけでありまして。

○瓜生清君 大臣お忙しいようですが、一つだけ質問しますが、さつき中小企業の育成強化ということについてそこそこの配慮を加えてあるというお話でしたが、実はきょう私がもらひました資料によりますと、政府の中小企業金融三機関、これで昭和四十三年の三月末現在で一兆三千八百二十五億円の貸出し残がある。ところが、日本開発銀行等から中小企業に出る金は、一兆七千八百二十一億円の貸出し残の中から二百七十二億円しかないのです。これをひっくり返していいますと、大体日本の産業の生産量においても輸出実績においても、五〇%程度を占めておる中小企業全体に対して、政府のほうからわずか一兆三千八百二十五億円しか出ておらないのに、日本開発銀行その他からは、いわゆるひっくり返して言うならば、大企業に一兆七千五百億円近い金が出ておる。これは私は、政府の政策としていかに中小企業をよくしていかねばならないのだということをお口をすっぱくしておつしやいまして、これは非常にアンバランスがあると思ひます。そこで、私がお聞きしたいのは、明年度の予算編成の際に、大臣として、もっと政府関係の中小企業に対する三金融機関、そういう資金量の増大ということをお考えられる意思があるのかどうか。先のお話ですけれども、一ぺん大臣の御所見を承つてお

きたいと思うのです。

○國務大臣(水田三喜男) 本来なら、中小企業

の金融というものは、やはり民間の金融機関がすべきものでありますが、政府が特にその金融を補完する意味で政府機関というものをつくっておるわけでございます。したがって、政府機関の果たしている役割りは、大体中小企業金融全体の一〇%までいっておりません。九%くらいであると思っております。で、民間資金の蓄積が十分でないとか、あるいは、また、いろいろなことで中小企業の金融が円滑にいかないという事情がある限りは、やはり政府の補充金融を強化していく必要があると思っております。そういう情勢と見合つて、明年度もこれは資金の強化をはかつていくつもりでございます。今年度は貸し付け規模が大体七千六百億円くらいになると思つていますが、情勢に応じて来年度さらに強化することは考えておりますが、本来なら、これはもつと民間の金融機関が量を多く中小企業に融資できるようにということをやはり主体に考えるのが本筋の仕事じやないかというふうに考えております。

○瓜生清君 それは大臣よくわかりますが、けれども、基幹産業の大きなもの、一本立ちできるようなところに政府資金が一兆七千億円も出ている。ところが、これからの国際競争に勝ち抜いていくために、最も弱い二重構造の改善をしなければならぬ中小企業に、それを下回る一兆三千億円程度のものしか出ないという事は、私は、何と言つても矛盾があると思つております。それは大臣が考慮をされるというお話ですが、これは以上追及しませんけれども、ぜひそれは積極的な姿勢で考えてもらいたい、そのことを要望しておきます。私の質問は、大臣については、もうけっこうです。

そこで、銀行局長に伺いますが、金融二法案について、金融制度調査会の答申に基づいて、ほぼそれが盛り込まれておるわけですが、私は、金融制度調査会のいわゆる組織そのものですね、それについて若干の疑問があるわけです。そこで、い

まどういう構成メンバーなのか、ひとつ知らしてもらいたいと思つてます。

○政府委員(澄田智君) 現在、金融制度調査会には、全体の調査会と、それから、先ほどから申し上げております特別委員会、両方あるわけでございます。で、全体の調査会には、金融機関のそれぞれの組織別の協会という方々、それから日本銀行の副総裁、それから、あと産業界の人、それから学者、言論界、こういった方々から成っております。特別委員会のほうは、やはりこれも産業界、それから、それぞれの金融について、現在では直接それに従つておられないが、かつて経験を持つておられるという方々、それから、あと学者、それから言論界、こういった方々から現在の特別委員会のメンバーでございます。

それから、いま御審議願つております法律のもとになります委員会、中小金融特別委員会、これには各専門機関の代表の方のほかに、中小企業の企業側の立場を代表する人という方々も委員に入つておつたわけでございます。

○瓜生清君 そこで、銀行局長、そういう全体的な人のつながりを見ますと、これはそれぞれ同じ銀行家であっても、利害が相反するわけですね。したがって、調査会そのものの本来の目的といひますか、任務というものは、金融問題すべてに対してかくあるべきだという、そういう姿を追求していくのが私は正しいやり方だと思つております。ところが、いま言いましたように、都市銀行と地方銀行とは、それぞれ利害の共通する面と相反する面がある。したがって、そういうところからのおの意見の対立というものができて、その中にまあ公正だと称する学者先生たちが入つてきて食い違つた意見の調整をする。したがって、そこから出てくる結論というものは現実的ではあるけれども、總体的に考えるとなまぬるようなものになりがちなんです。これは金融制度調査会だけではなしに、他の政府のいろいろな審議会等を見てもそうだと思うんです。そこで、先ほど木村委員長もおっしゃつておりましたけれども、

日銀法の改正がいまデッドロックに乗り上げておりますが、大蔵省としては、こういう金融政策について中央銀行の果たす役割りというものが非常に強大なわけですね。その問題というものを先に延ばして、そうしてこういうような相互銀行であるとか、あるいは信用金庫であるとか、そういったいわゆる下にある組織の改変というものをはかするような法案を出しておられる。私は、下部から積み下げていくのが正しいのか、それとも中央銀行のいわゆる行くべき方向というものを先に設定して、そうして日本の金融全体というものはこういうふうに進んでいくべきだ、そういう結論を出されるのと、大蔵省は一体どちらの方針をとっておられるのですか。

○政府委員(澄田智君) なかなか一がいに申し上げにくい問題でございますが、問題は、御指摘のとおり、両面あるもので、現在、金融制度調査会が進めておりますやり方は、金融をめぐる環境、これは国内の環境、国際的な環境を含め、非常に違つてまいりました新しい環境においてどういふふう

に金融機関があるべきであるか、その中心である民間の金融機関がどういふふうな形でこういう新しい事態に対処していくべきであるか、この点から、まず相互銀行、信用金庫、信用協同組合といったような中小専門機関についての特別委員会と結論を出し、引き続き、いま普通銀行、長期信用銀行等の一般の民間金融機関の問題に鋭意取り組んでおる段階でございます。金融制度として、全体の民間の金融機関のあり方というものが何としても金融という問題の土台でございます。中央銀行がその全体の資金の調節をするというやうな面から、中央銀行の問題がきわめて重要であることは、これはもう申すまでもございせんが、民間の仕組みというものがあつて、そして中央銀行のあり方というものが出てくるというやうなふうな考えでいい面があるのじゃないか。ただ、日本銀行法については、御指摘のように、現在の法律は昭和十七年という戦争中の法律であるというやうな特殊な面がございまして、金

融制度調査会でも、すでにこの問題については一応結論を出すところまで検討をし、法案の成案を得たわけでございますが、そういう意味から、日本銀行法についても焦眉の急である、しかし、現在の情勢においては民間金融機関の問題の再検討ということが何にも増して重要な段階にきておるというやうな考え方でいまこれを進めておる次第でございます。

○瓜生清君 私どものしるうと流に言えば、相互銀行なり、あるいは信用金庫なり、こういうやうな法改正によつて普通銀行化の要素を持たせるということはわからぬわけじゃないけれども、それならばもつと早い方法は、こんなことをやらなくても、いま横暴をきわめておる大銀行にもつと中小企業に金を貸せというやうな運営のほうで、私は、最も敏捷にあなた方が意図されておる中小企業の指導育成という線にびつたり当てはまるのではないかと、こういうやうな気がするのですが、それはいかがですか。

○政府委員(澄田智君) たとえば金融引き締めの方定歩合を引き上げるといふやうな場合に、常に大蔵大臣も日本銀行総裁も、中小企業向けの貸し出しというものを十分量、質ともに、引き締めによつて不当にしがちにならないようにやつていくべきであるといふことを強く指示をしておるわけでございます。そういう特殊な場合の指示のほか、一般的に中小企業金融というのに対して重点を置いてやつていくべきであるといふことは、事に触れ、その金融機関の指導をしておるわけでありまして、また、金融機関は、最近、ことにこの四十年以降は、そういう指導をまつてもなく、中小企業向け貸し出しというものを広げていく、重点を置いていくという方針をみなとつておりました。それと指導と相まってきたわけでございますが、たとえば数字で申し上げても、四十一年度の三月末で、都市銀行はそのうちの中小向け貸し出しの比率が二二%ぐらいでございまして、四十二年の十二月には二六・三%というやうに、その比率が上がつております。地方銀行も同

じ時期で五三%が五五・七%、こういうふうになつてゐるわけで、これは現在の金融機関のそういう傾向でありますので、一そういう点を今後中小企業に重点を置いてやっていくようにお仕向けていく、指導していくことが大切だと思つております。

○瓜生清君 それは確かに局長のおっしゃるとおりです。数字の上から見れば、さつき述べられたように、四九・九%を中小企業全体の貸し出し金の中に、都市銀行といひますか、全国銀行は占めてゐるんです。ところが、問題はその中身なんです。これはものすごい、あなた方が想像もつかないような強い選別融資が行なわれておるわけですね。したがって、そういうものを合計すれば、確かに全国銀行というものが中小企業向けに相当の資金量を流してはゐるけれども、だが、実態は、ここへ貸せば絶対だいいようぶだと、銀行はまあもちろんそういう性格の機関でありますけれども、ところが、ほんとにわれわれが中小企業に金を貸してやるべき対象というのは、半病人程度の企業、これを何とか健康体にしてやらなければならぬ、そういうところに金が必要なのわけなんです。したがって、私の指摘したいのは、局長の言うように、全体の中で約五〇%に近いものを都市銀行は出してゐるが、しかし、私は、その出し方に問題がある。したがって、中小企業金融というものについては、とにかくここで注射を一本打つてくれれば何とか起死回生の妙薬になるというふうな、そういう類型の企業が多いわけなんです。特に最近では国際競争力を強めるために、大企業と中小企業の垂直系列化というものが行なわれておる。これに対して大企業はあまり金を出さないのですよ。とにかく君のところに工場をりっぱにしろ、そうでなければ注文をやらなさいというふうなケースがたくさんふえてゐるわけなんです。だから、そういうところに私は資金を注いで、そしてやっぱり体質の改善というものをやるように、な、そういう中小企業に対する金融政策というのは要るのじゃないか、こう思うのです。いかが

です、この点をお考えをお聞きしたいと思ひます。○政府委員(二本謙吾君) 私の考えをひとつ申し上げておきます。

いまお説のとおり、中小企業の育成ということについては、大蔵省も、銀行局長が申したとおり、非常にまあ配慮をし、また、力を入れておるのでございます。しかし、実際面において、いまあなたが言われるように、半病人に注射をして、それが生き返る、こういうことをやらなければならぬ都市銀行なり普通銀行が、なかなかそこを慎重にかまえてゐる。それは私も金が借りに行つてもなかなか出さぬ。だから私はいつも申しつゝ、銀行の支配人なり支店長は、借りる人と借りる事業、それを見ろと言ふのだが、それが見えぬ。それを見ずに、ちよつと左前になつたといふと、つい貸さぬ。それから、いままで貸しておつた金も引き揚げようとする。こういうふうなことを銀行がやるので、その点については、私は、銀行当局も大いに考えてもらわなければいかぬ。注射でなおる病氣にはほとんど金を出して健全なからだにすると、こういうことでなければならぬと思ふのです。まあ政府といたしましては、特に政府機関の三機関に四十三年度の予算を組むときも、財政投融資をうんとやつて資金を豊富にして、そしてめんどうをみると、こういうことを言うてあります。前にも中尾さんの質問に答えたように、下へ行つてみるとなかなかむずかしい。そういう点がありますから、さらに直接の担当者にわれわれも大いに注意して、中小企業の育成強化、金融面に努力したい、かように考えております。

○瓜生清君 どうもいまの政務次官の答弁を聞いておりますと、あまり深く追及する意欲もなくなつてまいります。局長、さつきばらんにいいますと、私は、いままでの中小企業対策は、どちらかといえば社会保障政策的な要素が強かつた。そこで、それが暫時一つの産業として成り立つような方向にいま政府の中小企業対策というものは変わりつつあるのです。ことしなどは最もその端的

な政策が出てきております。そうしますと、中小企業対策ということとは、まあわれわれも、それから、また、一般の金融機関も、中小企業なんかどうなつてもいいのだというふうなことを言つと、これは非常に大きな反響を及ぼすから、そういうことについては、これは一つのタブーになつてゐるわけですね、さつきばらんの話、そうなんです。そこで、それが社会保障的な中小企業対策から産業政策的な中小企業対策に変わつてきますと、結局これは弱いものがつぶれるということになるわけですね。それは自由経済の原則ではありませんが、ところが、いまそういうことをやるにしても政策を転換するにしても、過渡期です。その過渡期については、いわゆる政府としても、あるいは民間の一般金融機関としても、相当

も、あるいは民間の一般金融機関としても、相当やっぱりその過渡期を乗り切るためのあたたい心づかいといふものが、金融政策なり、あるいは貸し出し基準の中に入り込んでなければならぬと思ふのです。そういう意味からいいますと、いわゆる一般の普通銀行といふものは、これは店舗も堂々としてゐる。従来からの選別融資の姿勢といふものは、私はくずさぬと思ふのです。そうしますと、相互銀行なり信用金庫といふものは、言うなれば地域的なものでありますから、比較的借りに行く人の信用状態なり、あるいはその事業の業績なり、あるいはその人間の信用度合いなりといふものがよくわかつてゐるわけですね。言いかえますと、気軽に相談ができるという、こういう利点があるわけですね。それを私は、いわゆる全国銀行の姿勢をそのまゝにして置いて、そしていま言つたような、まあ比較的その人の求めに応じて金の借りやすい、いま言つた二つの相互銀行なり信用金庫の性格を変えていくことが、現時点の過渡期における金融機関のあり方としていいのかどうかという点に対して疑問を持つのですが、その点、ひとつ局長の見解を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(渡田智君) 中小企業はいろいろな面で転機を迎へつつあつて、おっしゃる過渡期という

ような面があらわれておる。したがって、今後そういう新しい体制における中小企業のあり方というふうな意味で構造的な性格と申しますか、そういう中小企業の体質に及ぶような施策をやつていかなければならぬという、そういう時期であると思ひますが、今回のこの二法律の改正によりまして中小企業専門金融機関といふものの体質を強化するといふことをねらいとしておりますが、同時に、いまお話のように、個々の中小企業に密着した金融機関として、気軽に相談にのり、めんど

うをみていく、そういう金融機関としての特質といふものが十分に生かされて、そういう面がいわゆる普銀化等によつて薄れてくるというふうなことがあつてはならないし、また、それでは専門金融機関としての存在の理由といふものが乏しくなるわけでございますから、そういう点については、今回のあれはその体質を強化をして、専門機関として十分資金コストの面その他でもって金利も長期的に下げていく、そういう体制をつくることが必要でございます。それと同時に、きめのこまかい金融をするという従来の特色を生かしていく、こういうふうに指導をしていくべきものだと考えます。

○瓜生清君 そこで、別の観点からお聞きします。いまの都市銀行と相互銀行、あるいは信用金庫等の資金コストといふものは、大まかでいいです。から、どういふような傾向を示しておるのか、お聞きしたいのです。

○政府委員(渡田智君) 全体として申しますと、資金コストは、これは逐次低下をしてきておるわけなんです。ことにそういう点では、相互銀行、信用金庫等の資金コストの低下といふのは著しいわけでございますが、四十二年の上期等で見ますと、都市銀行のいわゆる資金コストは、預金と債権のコスト、それにコールマネー等を入れた全体のコストでございますが、前者で申しますと、都市銀行が六・五〇%、それから、同様、地方銀行は六・七七%でございます。これに対して相互銀行は六・九五%で、まだ都市銀行、地方銀行に比

べて高いわけですが、かつてはこれが八・五%くらいであったものが六・九五と、七%を割つてきたわけでありまして。それから、信用金庫は、これは四十一年の上期でございまして、六・七九%、かよになつております。

○瓜生清君 そうしますと、いまの法案に出ておる種類の銀行の合併、あるいは転換というふうなことをさせる要素の中に、資金コストがそういうことによつて下がるというふうなことのねらいは含まれていないわけですか、その点はどうか。

○政府委員(澄田智君) やはり資金コストは適正な規模というふうなものが重要な要素であります。弱小なものはどうしても資金コストが高くなる。こういうことでありますので、合併、転換等によつて資金コストを下げていくような環境をつくる、下げられるような体質にするということには、当然メリットとして考えられるところでございます。

○瓜生清君 そうしますと、私の聞いている範囲内では、これは大蔵省の指導方針といひますか、それと、それから今度は逆に受けるほうの相互銀行なり信用金庫ですね、これがむしろ大蔵省の行き方に対して賛成をしておるというように聞いているのですが、その点はいかがですか。といひますことは、もっとわかりやすく申し上げます、いわゆる銀行の、いま申し上げました相互銀行、あるいは信金なりの経営規模というものを拡大して、資金コストを下げて合理化をはかりたいという気持ちと、それから、大蔵省のかくあるべきだというその考え方が一致したというふうな、そういうことからこういふもの、何といひますか、発想というものが出てきたんですか、その点どうですか。

○政府委員(澄田智君) 四十年から四十二年にかけてまして、三十二年ばかりですと平均貸し出し金利が下がつてまいりました。その後、金融引き締めで、いま若干戻しておりますが、従来の三十年台の非常に高度成長で資金需要の強かつたとき

と違ひまして、こういうふうな長期にわたつて貸し出し金利が下がつてくる、こういうふうな情勢が出てまいりました。これはあらゆる金融機関を通じての現象でございまして。こういうふうな事態も経験をしていまして、金融機関としては、何となく資金コストを下げる必要はない、そういう必要を金融機関自身が非常に悟つてきて、そういう認識を深めてきていることは事実でございまして。そういうふうな情勢もございまして、資金コストを下げていくという方向については、金融界自体も真剣にこれを考えているということで、いまおっしゃるような意味において、こういう考へ方に金融界もなつてきているという面は十分あると思ひます。

○瓜生清君 そこで、私も一つ聞きたいのは、舟山さんが中小企業金融制度に取り組んでいく姿勢について、当初こういうことをおっしゃられたと思うのです。現在、相互銀行、信用金庫などといふゆる中小金融機関の問題は、整備、合併、大規模化という面から論じられることが多いが、それだけではいけない。中小企業に円滑に金を流すにはどうすべきかと考えるのが本筋である、こういうふうにおっしゃつておられるわけです。そこで、先ほどの議論を聞いていまして、こういう法案が通過したあとで中小企業にスムーズに資金というものが流れていくという、そういう見通しはどういう根拠に基づいてあるのか、伺いたいのです。

○政府委員(澄田智君) 今度の法律の考へ方が、一方では金融機関の体質を強化するというような意味におきましての金融の効率化ということと、それから、同時に、中小企業金融の円滑化ということとを考へているわけでございます。そうして、たとえば相互銀行についても、従来はばく然とした「国民大衆のために」というような意味の規定はございまして、何ら中小企業に対する資金供給ということが法律上の義務になつておらなかつたというふうな点について、今度は相互銀行についても、はつきり中小企業に対する金融ということ

を法律上も明瞭にうたつて義務づけていく、こういうふうなこともあるわけでございます。その他、信用金庫、信用協同組合等の現在の制度をいろいろな面でその機能を拡充し、そうしてその実情に即した体制にしておるわけでございます。その間、競争の原理が働くような環境をつくるという意味の合併、転換というふうな道も開くというふうなことで、こういう結果、中小企業金融機関がそれぞれ、より資金吸収力も増し、そうしてその資金を中小企業に供給する、こういう形になれば、当然にそういう中小企業に資金が円滑に流れ、かような意味において効果が徐々に出てくる、かように考えております。

○瓜生清君 そこで、先ほど局長から、資金コストというものが、徐々にではあるが、低下してきておる、こういう御答弁がございましたが、そのことと中小企業金融機関の収益等はどのような関係にございまして、その下がつた分だけ収益増加といふことになつておるのか、あるいは、また、資金コストは下がつたけれども、収益は横ばいであるのか、そういう関連について、簡単にけっこうですから、説明してください。

○政府委員(澄田智君) そういう関係を一番端的に見るのは、結局先ほど申し上げましたような資金コストと、一方、貸し出しの利回り、その差のいわゆる利ざやの関係であると思ひますが、この利ざやは、各金融機関いづれも利ざやが縮まつてくる傾向がありまして、たとえば相互銀行で申しまして、かつては利ざやが一・七%ぐらゐありましたが、現在では一・三%ぐらゐになつておる。信用金庫でも同様に、やはり利ざやが縮小してきておる状態でございます。これは資金コストが下がり、他方、貸し出し金利が下がれば、あるいは下がるというふうなことでその間の利ざやが縮まつてきておる形になつてきておるわけ、その点では、資金コストの下がつた分は、下がつた分以上にさらに利ざやも縮まつてきておる形で貸し出し金利が下がつてきておる、かような姿をあらわしております。

○瓜生清君 大蔵省はけっこうです。中小企業庁の方がおられますね。それでは伺ひますが、最近三四年くらいを例にとりまして、中小企業の固定比率はどう変化しておるのか、ひとつ教えてもらいたいと思ひます。

○政府委員(沖田守君) 固定比率と申しますと、固定資産を自己資本で割つた数字という理解をいたしておりますが、過去三年間の数字をとつてみますと、中小企業の固定比率は、大蔵省の法人企業統計年報を基礎といたしますと、三十九年度が一・九一、四十年が二・〇九、四十一年度が二・〇六でございまして。

○瓜生清君 そうすると、大体自己資本率というものはきつめて低いという数字が示してゐるわけですね。そこで、もう一つ尋ねたいのは、この法案に対して、中小企業庁としては、この改正が従来の中小企業金融よりもプラスになるのか、あるいは、また、あまり変わらないのか、そういう点についてはどうお考えですか。

○政府委員(沖田守君) 金融二法案が成立いたしました場合は、一応考えられますプラス要因といひましては、相互銀行につきましては、中小企業金融にその業態が主として定着化するよう法定されておるといふ面からの中小金融に専念するようになつてくるという希望が一つ持てるということにございまして。それから、第二の点といひましては、金融の効率化に伴う中小企業の金利負担の軽減という、たゞいま先生御指摘のことが長期的に進んでいくことが期待できるのではないかと、さらに信用金庫につきましては、運営の民主化という面、さらに信用協同組合につきましては、組合員のための各種の内国為替取引その他の便宜供与、こういう面からのプラスがまずあるということが考えられます。それから、効率化と円滑化の二つの面の調和ということになると思ひます。効率化の結果と円滑化とが双方満たされることをこの中小企業サイドからは強く期待いたしておるわけでございます。先ほど議論になつておりましたが、中小企業専門金融機関の合併、転換等によりまして、中小金

午後二時二十七分散会

第十七号中正誤

ヘ	段	行	誤	正
二	二	〇	消費税	消費税
五	二	元	I N F	I M F
三	三	七	飯料	飲料
〃	三	七	飯料	飲料

昭和四十三年五月二十二日印刷

昭和四十三年五月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局